

資 料 編

資料編目次

1 防災協力機関・団体関係	資料 1
1-1 防災関係機関連絡先一覧	資料 1
1-2 西桂町防災会議委員名簿	資料 5
1-3 西桂町指定給水装置工事事業者一覧	資料 6
1-4 西桂町下水道排水設備指定工事店一覧	資料 8
1-5 一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者一覧	資料 10
2 救援関係	資料 11
2-1 指定避難所等一覧	資料 11
2-2 東海地震事前避難対象地区及び指定避難場所一覧	資料 12
2-3 応急仮設住宅建設候補地一覧	資料 12
2-4 被災宅地危険度判定フロー	資料 13
2-5 被災建築物 応急危険度判定フロー	資料 14
2-6 医療機関	資料 15
2-7 医療品等の保管場所一覧表	資料 17
2-8 物資備蓄状況について	資料 18
2-9 応急給水用資機材保有状況一覧	資料 18
2-10 水道施設の概要	資料 19
2-11 無線施設	資料 20
2-12 災害用伝言サービスの利用方法	資料 22
3 輸送関連	資料 24
3-1 緊急通行（輸送）車両用事前届出済み車両一覧	資料 24
3-2 避難路・緊急輸送道路	資料 25
4 消防関係	資料 26
4-1 消防力の現況	資料 26
5 気象観測等関係	資料 27
5-1 気象情報関係資料	資料 27
5-2 「東海地震に関連する情報」に伴う広報文例	資料 32
6 応援受入施設関係	資料 34
6-1 飛行場外離着陸場等一覧	資料 34
6-2 ヘリコプター主要発着場一覧	資料 34
6-3 自衛隊宿泊予定施設一覧	資料 34

7	山地等災害危険箇所関係	資料 35
7-1	土砂災害警戒区域一覧	資料 35
7-2	急傾斜地災害警戒区域図	資料 36
7-3	土石流警戒区域図	資料 37
7-4	急傾斜地危険区域一覧	資料 38
7-5	土石流危険溪流一覧	資料 39
7-6	山地災害危険地一覧	資料 40
8	応援協定等関係	資料 41
8-1	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	資料 41
8-2	富士北麓災害時の相互応援に関する協定	資料 44
8-3	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村 災害時相互応援に関する協定書	資料 47
8-4	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時 相互応援に関する協定書実施細目	資料 49
8-5	災害時における応急対策業務に関する協定書（山梨県建設協会都留支部）	資料 51
8-6	山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	資料 53
8-7	山梨県常備消防相互応援協定書	資料 55
8-8	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（ウエルシア関東（株））	資料 57
8-9	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 （NPO 法人コメリ災害対策センター）	資料 60
8-10	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（（株）J マート）	資料 64
8-11	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（（株）カインズ）	資料 68
8-12	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 （（株）クスリのサンロード）	資料 72
8-13	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（（株）ケーヨー）	資料 76
8-14	災害時における生活物資の調達、供給等に関する覚書（西桂町商工会）	資料 80
8-15	災害時における協力に関する協定書（（一社）全日本冠婚葬祭互助協会）	資料 83
8-16	災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 （山梨県土地家屋調査士会・（公社）山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）	資料 86
9	条例等関係	資料 90
9-1	西桂町防災会議条例	資料 90
9-2	西桂町災害対策本部条例	資料 92
9-3	西桂町災害対策本部活動要領	資料 93
9-4	西桂町地震災害警戒本部条例	資料 102
9-5	山梨県消防特別救助隊設置・運営規程	資料 103
9-6	山梨県災害救助法施行細則（別表）	資料 105

10 様式関係	資料 111
10-1 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	資料 111
10-2 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	資料 117
10-3 県指定に基づく被害報告様式	資料 118
10-4 避難所開設状況一覧表	資料 120
10-5 「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式	資料 121
10-6 各種救助に係る様式	資料 124
10-7 自衛隊災害派遣要請依頼文書様式	資料 137
10-8 自衛隊災害派遣撤収依頼文書様式	資料 138
10-9 消防防災航空隊出場要請書	資料 139
10-10 放送要請様式	資料 140
10-11 避難勧告等発令情報（放送事業者への放送提供）	資料 141
10-12 災害救助用米穀の引渡要請書様式	資料 142
10-13 空中消火実施報告書	資料 143
10-14 緊急消防援助隊応援要請連絡	資料 145
10-15 相互応援協定に基づく応援出動要請	資料 146
11 西桂町で想定される東海地震被害	資料 147
第1 調査の前提	資料 147
第2 想定結果	資料 147
第3 想定結果に基づく本町の取り組み	資料 158

1 防災協力機関・団体関係

1-1 防災関係機関連絡先一覧

(1) 町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
西桂町役場	南都留郡西桂町小沼1501-1	0555-25-2121
教育委員会	南都留郡西桂町下暮地937-4	0555-25-2941
西桂保育所	南都留郡西桂町下暮地916-8	0555-25-3255
西桂町Y L O会館 (教育委員会・児童館)	南都留郡西桂町下暮地937-4	0555-25-2941
西桂小学校	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2028
西桂中学校	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346
給食センター	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2762
いきいき健康福祉センター (福祉保健課・社協福祉協議会)	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-4000
富士五湖消防本部富士吉田消防署 西桂分遣所	南都留郡西桂町小沼2418-2	0555-25-2119
大月警察署 西桂町駐在所	南都留郡西桂町小沼1592-3	0555-25-2006

(2) 県関係出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号	
山梨県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432	400-8501	
富士・東部地域	富士・東部地域県民センター	都留市田原3-3-3	0554-45-7800	402-0054
	富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9032	403-0005
	富士・東部林務環境事務所	都留市田原3-3-3	0554-45-7810	402-0054
	富士・東部農務事務所	都留市田原3-3-3	0554-45-7830	402-0054
	富士・東部建設事務所	大月市大月町花咲1608-3	0554-22-7800	401-0015
	富士・東部建設事務所 吉田支所	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9050	403-0005
富士吉田警察署	富士吉田市松山5-10-13	0555-22-0110	403-0016	
大月警察署	大月市大月町真木197-3	0554-22-0110	401-0016	

(3) 指定地方行政機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
関東財務局 甲府財務事務所	総務課	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055-253-2261	400-0031
関東農政局 甲府地域センター	農政推進グループ 食品産業チーム	甲府市丸の内3-5-9	055-226-6615	400-0031
関東森林管理局 山梨森林管理事務所	総務グループ	甲府市宮前町7-7	055-253-1336	400-0021

資料編

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
東京管区气象台 (甲府地方气象台)	防災業務課	甲府市飯田4-7-29	055-222-9101	400-0035
国土交通省関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)	道路管理第二課	甲府市緑ヶ丘1-10-1	055-252-5491	400-8578
山梨労働局	総務課	甲府市丸の内1-1-11	055-255-2850	400-8577
関東運輸局 山梨運輸支局	企画調整部門	笛吹市石和唐柏1000-9	055-261-0880	406-0034

(4) 指定公共機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
東日本旅客(株) (甲府地区センター)		甲府市丸の内1-1-8	055-231-2060	400-0031
東日本電信電話(株) (山梨支店)	設備部 災害対策室	甲府市朝気3-21-15	055-237-0569	400-0862
(株)NTTドコモ (山梨支店)	ネットワーク部	甲府市丸の内2-31-3	055-236-1321	400-0031
日本赤十字社(山梨県支部)	事業推進課	甲府市池田1-6-1	055-251-6711	400-0062
日本放送協会(甲府放送局)	放送部	甲府市丸の内1-1-20	055-255-2113	400-0031
中日本高速道路(株) (八王子支社)	企画統括チーム	東京都八王子市宇津木町231	042-691-1171	192-8648
日本通運(株) (山梨支店)	総務課	甲府市丸の内2-26-1	055-224-4102	400-0031
東京電力(株) (山梨支店)	総務部 総務グループ	甲府市丸の内1-10-7	055-215-5111	400-0031
日本郵便(株) (小沼郵便局)		南都留郡西桂町小沼1454-3	0555-25-2930	403-0022

(5) 指定地方公共機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
(株)社山梨放送	報道部	甲府市北口2-6-10	055-231-3232	400-8525
(株)テレビ山梨	報道部	甲府市湯田2-13-1	055-232-1114	400-8570
(株)エフエム富士	放送部	甲府市川田町アリア105	055-228-6969	400-8550
山梨交通(株)	総務部	甲府市飯田3-2-34	055-223-0811	400-0035
富士急行(株)	交通事業部	富士吉田市新西原5-2-1	0555-22-7101	403-0017
富士急山梨バス(株)		富士河口湖町小立4837	0555-72-6877	403-0302
(一社)山梨県トラック協会	総務部	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	406-0034
(一社)日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県支部	事務局	甲府市若松町5-4	055-235-6211	400-0866
一般社団法人山梨県エルピーガス協会		甲府市宝1-21-20	055-228-4171	400-0034
山梨県医師会	総務課	甲府市丸の内2-32-11	055-226-1611	400-8551
山梨県道路公社	道路管理課	甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル1F	055-226-3835	400-0031

(6) 市町村

市町村名		所在地	電話番号	郵便番号
甲府市		丸の内1-18-1	055-237-1161	400-8585
富士吉田市		下吉田1842	0555-22-1111	403-8601
都留市		上谷1-1-1	0554-43-1111	402-8501
山梨市		小原西955	0553-22-1111	405-8501
大月市		大月2-6-20	0554-22-2111	401-8601
韮崎市		水神1-3-1	0551-22-1111	407-8501
南アルプス市		小笠原376	055-282-1111	400-0395
北杜市		須玉町大豆生田961-1	0551-42-1111	408-0188
甲斐市		篠原2610	055-276-2111	400-0192
笛吹市		石和町市部777	055-262-4111	406-8510
上野原市		上野原3832	0554-62-3111	409-0192
甲州市		塩山上於曾1085-1	0553-32-2111	404-8501
中央市		臼井阿原301-1	055-274-1111	409-3892
西八代郡	市川三郷町	市川大門1790-3	055-272-1101	409-3601
南巨摩郡	早川町	高住758	0556-45-2511	409-2732
	身延町	切石350	0556-42-2111	409-3392
	南部町	富士28505-2	0556-66-2111	409-2192
	富士川町	天神中条1134	0556-22-1111	400-0592
中巨摩郡	昭和町	押越542-2	055-275-2111	409-3880
南都留郡	道志村	6181-1	0554-52-2111	402-0209
	西桂町	小沼1501-1	0555-25-2121	403-0022
	忍野村	忍草1514	0555-84-3111	401-0592
	山中湖村	山中237-1	0555-62-1111	401-0595
	鳴沢村	1575	0555-85-2311	401-0398
	富士河口湖町	船津1700	0555-72-1111	401-0392
北都留郡	小菅村	4698	0428-87-0111	409-0211
	丹波山村	890	0428-88-0211	409-0305

(7) 消防本部

消防本部名	所在地	電話番号	郵便番号
甲府地区広域行政事務組合 消防本部	甲府市伊勢3-8-23	055-222-1190	400-0856
都留市消防本部	都留市上谷2-2-9	0554-43-1119	402-0053
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	富士吉田市下吉田6-2-6	0555-22-0119	403-8599
大月市消防本部	大月市大月町花咲1608-19	0554-22-0119	401-0015

資料編

峡北広域行政事務組合 消防本部	韮崎市本町4-9-48	0551-22-0119	407-0024
笛吹市消防本部	笛吹市石和町下平井204	055-261-0119	406-0027
峡南広域行政組合 消防本部	西八代郡市川三郷町下大鳥居27	055-272-1919	409-3605
東山梨行政事務組合 東山梨消防本部	甲州市塩山西広門田385	0553-32-0119	404-0037
上野原市消防本部	上野原市上野原758	0554-62-4111	409-0112
南アルプス市消防本部	南アルプス市十五所1014	055-283-0119	400-0305

(8) 自衛隊

機関名	防災担当課	所在地	電話番号	郵便番号
陸上自衛隊第1特科隊	本部・火力調整幹部	南都留郡忍野村忍草3093	0555-84-3135	401-0593

(9) その他公共的団体、公共機関

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
山梨県社会福祉協議会	甲府市北新1-2-12	055-254-8610	400-0005
西桂町社会福祉協議会	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-3300	403-0021
山梨県ボランティア協会	甲府市丸の内2-35-1	055-224-2941	400-0031
ミツウロコ(株)山梨支店	中央市流通団地2-8-4	055-273-3215	409-3845
富士観光開発(株)生活設備部	南都留郡富士河口湖町船津3633-1	0555-72-1188	401-0396
清燃料瓦斯	富士吉田市下吉田1-13-16	0555-24-1311	403-0004
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21(富士北麓総合医療センター内)	0555-24-3747	403-0013
都留医師会	都留市中央2-3-5(大戸内科医院内)	0554-45-3188	402-0052

1-2 西桂町防災会議委員名簿

No.	区 分	条例根拠	職 名
1	会長	第3条第2項	西桂町長
2	委員	第3条第5項1号	富士・東部建設事務所吉田支所 支所長
3	委員	第3条第5項2号	大月警察署 署長
4	委員	第3条第5項3号	西桂町 総務課長
5	委員	第3条第5項3号	西桂町 会計管理者
6	委員	第3条第5項3号	西桂町 税務住民課長
7	委員	第3条第5項3号	西桂町 産業振興課長
8	委員	第3条第5項3号	西桂町 建設水道課長
9	委員	第3条第5項3号	西桂町 福祉保健課長
10	委員	第3条第5項3号	西桂町 議会事務局長
11	委員	第3条第5項3号	西桂町教育委員会 次長
12	委員	第3条第5項4号	西桂町教育委員会 教育長
13	委員	第3条第5項5号	西桂町消防団 団長
14	委員	第3条第5項6号	N T T東日本山梨支店 支店長
15	委員	第3条第5項6号	東京電力(株)山梨支店大月支社 支社長
16	委員	第3条第5項6号	富士急行(株)取締役副社長・交通事業部長
17	委員	第3条第5項7号	富士・東部地域県民センター 所長
18	委員	第3条第5項8号	富士五湖消防本部 消防長
19	委員	第3条第5項9号	倉見区 区長
20	委員	第3条第5項9号	柿園区 区長
21	委員	第3条第5項9号	本町区 区長
22	委員	第3条第5項9号	上町区 区長
23	委員	第3条第5項9号	下暮地区 区長
24	委員	第3条第5項9号	倉見区 防災リーダー
25	委員	第3条第5項9号	柿園区 防災リーダー
26	委員	第3条第5項9号	本町区 防災リーダー
27	委員	第3条第5項9号	上町区 防災リーダー
28	委員	第3条第5項9号	下暮地区 防災リーダー
29	委員	第3条第5項9号	西桂町議会 議長
30	委員	第3条第5項9号	西桂町議会 副議長
31	委員	第3条第5項9号	西桂町議会 総務委員長
32	委員	第3条第5項9号	赤十字奉仕団 委員長
33	委員	第3条第5項9号	西桂町社会福祉協議会 局長

1-3 西桂町指定給水装置工事事業者一覧

平成26年4月1日現在

指定番号	事業者名	所在地	電話番号
1	(株)一水工業	山梨県富士吉田市中曾根3-5-32	0555-22-0395
2	小林設備	山梨県南都留郡西桂町小沼1014-1	0555-25-2898
3	欠番		
4	高野熱設備(株)	山梨県富士吉田市竜ヶ丘3-11-23	0555-24-2323
5	正木興業(株)	山梨県大月市初狩町下初狩3318	0554-23-1291
6	(有)太田水道工務店	山梨県都留市上谷6-11-7	0554-43-8822
7	梶原設備工業	山梨県南都留郡富士河口湖町船津910	0555-72-0172
8	欠番		
9	三枝設備(株)	山梨県南都留郡西桂町下暮地871-3	0555-25-3287
10	(株)サンエイ	山梨県富士吉田市松山1606-2	0555-23-9296
11	重森工業	山梨県都留市小野829	0554-43-5846
12	(有)下河	山梨県南都留郡西桂町下暮地7	0555-25-2327
13	宮下設備工業(株)	山梨県富士吉田市上吉田1318-17	0555-22-5084
14	めぐみ設備工業	山梨県富士吉田市小明見1709	0555-23-0819
15	(株)ミツウロコガス都留店	山梨県南都留郡西桂町小沼194	0555-25-3939
16	欠番		
17	欠番		
18	スマイル設備(株)	山梨県富士吉田市上吉田4590-33	0555-22-7394
19	高尾恒之	山梨県南都留郡西桂町小沼1412-2	0555-25-3058
20	(有)星野設備工業所	山梨県都留市小形山486	0554-43-8581
21	宝栄設備	山梨県都留市中津森73	0554-43-3782
22	(有)太陽設備	山梨県富士吉田市上暮地1-21-12	0555-23-7031
23	(有)丸羽設備工業	山梨県都留市田野倉1491	0554-43-8031
24	欠番		
25	A C T 分部正春	山梨県富士吉田市上暮地3-6-9	0555-23-6517
26	欠番		
27	鈴木管工	山梨県富士吉田市大明見762	0555-22-5990
28	小俣管工設備(有)	山梨県都留市四日市場863-2	0554-45-7120
29	(有)富士配管	山梨県富士吉田市上吉田3555	0555-23-3555
30	(株)原田組	山梨県南都留郡西桂町倉見877-55	0555-25-2582
31	(株)小野田設備	山梨県南都留郡西桂町小沼2175-5	0555-29-2026
32	天野設備	山梨県都留市境283-3	0554-45-2429
33	丸佐設備	山梨県都留市鹿留878	0554-45-1123
34	(有)佐藤商店	山梨県都留市桂町1173-8	0554-43-4174
35	(有)ナカミチ	山梨県南都留郡西桂町倉見716	0555-25-2248
36	(株)オオモリ設備	山梨県南都留郡忍野村忍草2932	0555-84-2379

37	勝田設備	山梨県富士吉田市大明見1713-13	0555-23-0221
38	(有)原田設備	山梨県大月市猿橋町藤崎300-107	0554-22-1783
39	小林配管	山梨県都留市十日市場1511-1	0554-45-1317
40	秦設備工業	山梨県都留市鹿留1982-1	0554-43-7026
41	もりしま創備	山梨県都留市大幡53-3	0554-45-0593
42	(有)堀内設備	山梨県甲州市塩山上於曾1290-3	0553-33-6185
43	(有)富士五湖設備	山梨県富士吉田市下吉田6098	0555-22-5273
44	広瀬設備	山梨県富士吉田市小明見1670	0555-23-1218
45	(株)美沢屋	山梨県大月市大月町真木2221	0554-23-0148
46	富士冷熱(株)	山梨県富士吉田市上吉田1166-7	0555-22-1530
47	大博管工	山梨県富士吉田市下吉田5246	0555-22-4863
48	小幡管工(有)	山梨県都留市朝日曾雌1853	0554-48-2760
49	中村設備	山梨県富士河口湖町河口1597-3	0555-76-8768
50	欠番		
51	白銀設備	山梨県富士吉田市新西原1-8-3	0555-23-0362
52	(株)日設工業	山梨県甲府市湯村3-5-21	055-251-4891
53	(有)秋山設備	山梨県甲州市塩山藤木2155-10	0553-32-2550
54	小笠原設備(有)	山梨県大月市初狩町下初狩370	0554-25-6717
55	(株)中央浄化槽管理センター	山梨県大月市猿橋町小沢1590	0554-23-1323
56	(株)山梨管工業	山梨県甲府市中小河原1-9-17	055-241-6011
57	(有)鐘山設備	山梨県富士吉田市上吉田5982	0555-23-5917
58	建築配管シムラ	山梨県大月市大月町真木3018-20	0554-22-6524
59	宮下官工(株)	山梨県富士吉田市新倉1456-2	0555-23-3653
60	システムK I K I	山梨県富士吉田市上吉田4510-18	0555-22-3690
61	奥秋織物(株)	山梨県都留市中津森197	0554-43-3343
62	(有)白富設備工業	山梨県富士吉田市上吉田3479-7	0555-23-6309
63	(株)ワタナベ工業	山梨県富士河口湖町船津1546-8	0555-73-1661
64	長田産業(株)	山梨県南都留郡道志村11783	0554-52-2078
65	横堀住設工業	山梨県富士吉田市新西原2-17-10	0555-23-5852

1-4 西桂町下水道排水設備指定工事店一覧

平成26年4月1日現在

登録番号	名称	電話番号	住所	責任技術者
001	(株)一水工業	0555-22-0395	富士吉田市上吉田3718	船久保幸次
002	(有)太田水道工務店	0554-43-8822	都留市上谷6丁目11番7号	太田一成
003	(株)小野田設備	0555-29-2026	西桂町小沼2816	小野田忍
004	環境管理開発(株)	0554-43-2471	都留市四日市場23-1	勝俣正弘
005	小林設備	0555-25-2898	西桂町小沼1014-1	小林和也
006	三枝設備(株)	0555-25-3287	西桂町下暮地871-3	三枝良光
007	欠番			
008	(株)サンエイ	0555-23-9296	富士吉田市松山1606-2	勝俣均
009	重森工業	0554-43-5846	都留市小野829	重森昇
010	(有)下河	0555-25-2327	西桂町下暮地7	新田重治
011	欠番			
012	高野熱設備(株)	0555-24-2323	富士吉田市竜ヶ丘3-11-23	高野新也
013	(有)星野設備工業所	0554-43-8581	都留市小形山486	星野真太郎
014	正木興業(株)	0554-68-3003	大月市初狩町3318	長谷川徳栄
015	宮下設備工業(株)	0555-22-5084	富士吉田市上吉田1318-17	宮下弘昭
016	欠番			
017	天野設備	0554-45-2429	都留市境283-3	天野利夫
018	(株)原田組	0555-25-2582	西桂町倉見877-55	原田廣実
019	欠番			
020	小俣管工設備(有)	0554-45-7120	都留市四日市場863-2	小俣英一
021	広瀬設備	0555-23-1218	富士吉田市小明日見1670	広瀬聡
022	欠番			
023	(有)原田設備	0554-22-1783	大月市猿橋町殿上330	市川和典
024	(有)ナカミチ	0555-25-2248	西桂町倉見716	渡辺嗣仁
025	大博管工	0555-22-4863	富士吉田市下吉田5246	武藤博
026	マルサ設備	0554-45-1123	都留市鹿留878	佐藤収
027	小幡管工(有)	0554-48-2760	都留市朝日曾雌1853	小幡秀一
028	(株)日設工業	055-251-4891	甲府市湯村3-5-21	君島伸幸
029	奥秋織物(株)	0554-43-3343	都留市中津森197	奥秋洋
030	欠番			
031	(有)富士五湖設備	0555-22-5273	富士吉田市下吉田6098	滝口和夫
032	小笠原設備(有)	0554-25-6717	大月市初狩町下初狩370	小笠原一徳
033	(株)山梨管工業	055-241-6011	甲府市中下河原1-9-17	渡辺博喜
034	(株)中央浄化槽管理センター	0554-23-1323	大月市猿橋町小沢1590	杉本孝行

035	(有)鐘山設備	0555-23-5917	富士吉田市上吉田5982	宮下三四二
036	欠番			
037	欠番			
038	宝栄設備	0554-43-3782	都留市中津森73	日向一成
039	(株)小林工務店	0554-43-8007	都留市田野倉838	柳原美紀
040	(有)白富設備工業	0555-23-6309	富士吉田市上吉田3479-7	白須富作
041	(株)ワタナベ工業	0555-73-1661	富士河口湖町船津1546-8	渡辺譲二
042	スマイル設備(株)	0555-22-7394	富士吉田市上吉田 4 590-33	宮下直也
043	(株)美沢屋	0554-23-0148	大月市大月町真木2221	小林等
044	めぐみ設備工業	0555-23-0819	富士吉田市小明見1709	羽田洋二

1-5 一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者一覧

【一般廃棄物収集運搬業】

No.	業 者 名	住 所	電 話	備 考
1	(有)ウメケン産業 代表取締役 梅原賢二	西桂町小沼2946	0555-25-4303	
2	環境管理開発(株) 代表取締役 勝俣正弘	都留市四日市場23-1	0554-43-2471	
3	(株)総合リサイクルセン ター黒田 代表取締役 黒田光秀	富士吉田市大明見2424	0555-22-2586	

(順不同)

【東電施設排出の廃棄物限定】

No.	業 者 名	住 所	電 話	備 考
1	(株)志村工務所 代表取締役 志村俊広	都留市桂町943	0554-45-2038	

(順不同)

【浄化槽清掃業許可業者】

No.	業 者 名	住 所	電 話	備 考
1	環境管理開発(株) 代表取締役 勝俣正弘	都留市四日市場23-1	0554-43-2471	

(順不同)

【道路清掃の廃棄物限定】

No.	業 者 名	住 所	電 話	備 考
1	建協クリーンロード(株)	甲府市丸の内1-14-19	055-241-1462	
2	道路技術サービス株式会社 甲府営業所	甲府市伊勢4-26-8サンハイツ201	055-242-7303	

(順不同)

2 救援関係

2-1 指定避難所等一覧

避難場所	避難対象	避難区分	施設種類	収容人員	炊出能力	面積	電話番号	管理者責任者
西桂小学校 西桂町小沼 1874	倉見地区 上町地区 本町地区	避難所	校舎	1,900人	あり	3,810㎡	0555 (25) 2028	教育 委員会
		避難所	体育館	680人	なし	1,357㎡		
		避難地	グラウンド	—	なし	8,204㎡		
西桂中学校 西桂町下暮 884-1	上町地区 (あげ組) 柿園地区 下暮地地区	避難所	校舎	1,180人	あり	2,635㎡	0555 (25) 2346	教育 委員会
		避難所	体育館	590人	なし	1,188㎡		
		避難地	グラウンド	—	なし	9,625㎡		
西桂保育所 西桂町下暮地 916-8	全域	避難所	館内	265人	あり	531㎡	0555 (25) 3255	町長
YLO会館 西桂町下暮地 937-4	全域	避難所	館内	155人	あり	314㎡	0555 (25) 2941	町長
いきいき健康 福祉センター 西桂町下暮地 915-7	要援護救助者	避難所	館内	145人	あり	297㎡	0555 (25) 4000	町長

※収容人数は、1人辺り2㎡とした

2-2 東海地震事前避難対象地区及び指定避難場所一覧

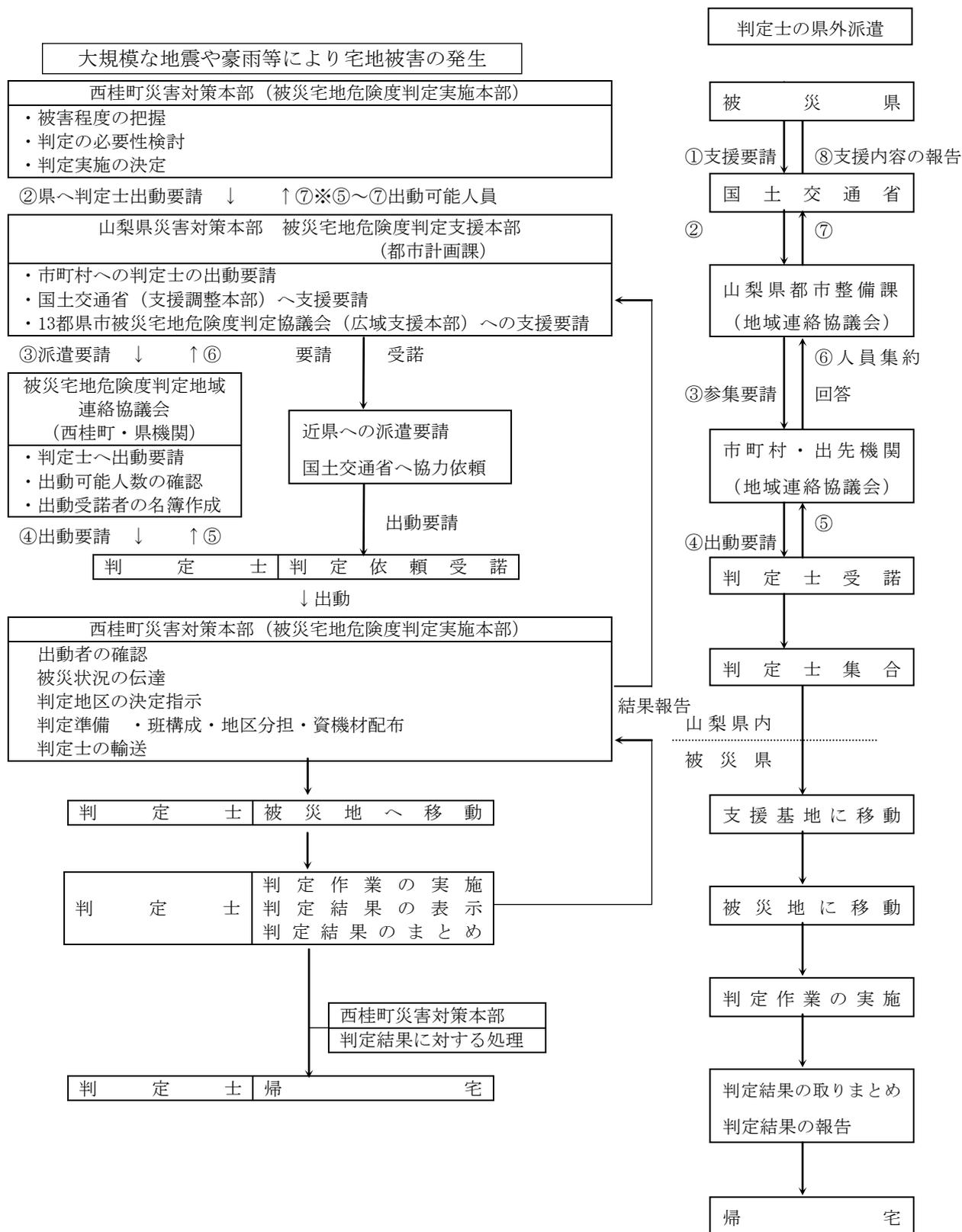
地区名	人口	世帯数	指定避難場所
宝養寺	30	9	いきいき健康福祉センター
松久保	117	34	西桂小学校
天久保	189	58	西桂小学校
滝入	2	7	西桂中学校
宮の前	180	49	西桂中学校
矢花	25	8	西桂中学校
入田	286	91	西桂中学校
宮作	49	12	西桂中学校

2-3 応急仮設住宅建設候補地一覧

候補地	所在地	敷地面 m ²	建設戸数
西桂町民グラウンド 第二駐車場	西桂町倉見488-8	2,571	15
長塚用地	西桂町小沼167-6	1,253	10

	候補地箇所数	仮設住宅戸数A	備考	
			東海地震住居制約世帯数B	割合A/B (%)
西桂町	2	25	51	49%

2-4 被災宅地危険度判定フロー



2-6 医療機関

(1) 町内医療機関一覧

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
しまだ医院	内、小、消	西桂町小沼1710	0555-25-2388	-
山角病院吉田診療所	精、神	西桂町下暮地184-1	0555-25-3661	-
シマダ歯科医院	歯	西桂町小沼1712-2	0555-25-3418	-
渡辺歯科医院	歯	西桂町小沼1507	0555-25-3663	-

(2) 災害拠点病院等

【基幹災害拠点病院】

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
県立中央病院	内、ア、リ、精、神内、小、外、整、形、脳、心血、小外、皮、泌、産、婦、眼、耳、麻、リハ、放診、放治、病診、臨検、救、歯口	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	055-253-8011

【基幹災害支援病院】

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
山梨赤十字病院	内、呼、循、小、外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、心血	富士河口湖町船津剣丸尾6663-1	0555-72-2222	0555-73-1385
山梨大学医学部附属病院	内、消内、循内、呼内、腎内、神内、血、・睡、精、小、皮、外、乳泌外、消外、心血、呼外、小外、整、形、麻、産婦、泌、眼、頭・耳、放診、放治、病診、臨検、救、歯口、麻疹	中央市下河東1110	055-273-1111	055-273-7108

【富士・東部地域の災害拠点病院】

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
国民健康保険富士吉田市立病院	内、精、神内、呼外、循内、小、外、整、形、脳、心血、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、形、救、リ、歯口	富士吉田市上吉田6530	(0555) 22-4111	(0555) 22-6995
大月市立中央病院	内、小、外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、麻、リハ	大月市大月町花咲1225	(0555) 22-1251	(0555) 22-3765

【富士・東部地域の災害支援病院・民間病院等（災害拠点病院の補完）】

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
上野原市立病院	内、循内、小、外、肛外、整、形、脳、リハ、放、皮、泌、眼、耳、麻、神内、婦	上野原市上野原3504-3	(0554) 62-5121	(0554) 63-2469
都留市立病院	内、小、外、整、形、脳、呼外、皮、泌、産眼、眼、耳、リハ	都留市つる5-1-55	(0554) 45-1811	(0554) 45-2467
回生堂病院	心内、精、神、放	都留市四日市場270	(0554) 43-2291	(0554) 43-5595

資料編

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号	FAX
三生会病院	心内、精、神、	上野原市上野原1185	(0554) 62-3355	(0554) 63-3676
ツル虎ノ門外 科リハビリ テーション病 院	整、脳、、リハ、麻、外	都留市四日市場字瀬188	(0554) 45-8861	(0554) 45-8876

【広域搬送拠点随時医療施設】

名 称	所 在 地	電話番号
小瀬スポーツ公園	富士吉田市上吉田6530	0555 (22) 4111

【県内の感染症指定医療機関】（平成26年11月10日現在）

名 称	診 療 科 目	病床数	所 在 地	電話番号
第一種感染症 指定医療機関	山梨県立中央病院	2床	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111
第二種感染症 指定医療機関	市立甲府病院	6床	甲府市増坪町366	055-244-1111
	北杜市立甲陽病院	4床	北杜市長坂町大八田3954	0551-32-3221
	公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	4床	山梨市落合860	0553-23-1311
	峡南医療センター 富士川 病院	4床	鯉沢町1806	0556-22-4411
	国民健康保険富士吉田市立 病院	4床	富士吉田市上吉田6530	0555-22-4111
	大月市立中央病院	4床	大月市大月町花咲1225	0554-45-2467

※診療科目

内：内科、心内：心療内科、精：精神科、神：神経科、老神：老年精神科、神内：神経内科、呼：呼吸器内科、消：消化器科、消外：消化器外科、漢内：漢方内科、胃：胃腸科、胃内：胃腸内科、循：循環器科、ア：アレルギー科、リ：リウマチ科、小：小児科、外：外科、整：整形外科、血外：血液外科、血：血管外科、血内：血液内科、血・腫：血液・腫瘍内科、形：形成外科、美：美容外科、脳：脳神経外科、呼外：呼吸器外科、心血：心臓血管外科、小外：小児外科、腎：腎臓内科、透内：人口透析内科、肝・消内：肝臓・消化器内科、乳外：乳腺外科、乳泌外：乳腺・内分泌外科、皮泌：皮膚泌尿器科、皮：皮膚科、泌：泌尿器科、性：性病科、肛：肛門科、肛外：肛門外科、産婦：産婦人科、産：産科、糖代内：糖尿病・代謝内科、糖内：糖尿病・内科、糖泌内：糖尿病：内分泌内科、内泌代：内分泌・代謝内科、婦：婦人科、眼：眼科、耳：耳鼻いんこう科、気：気管食道科、リハ：リハビリテーション科、放：放射線科、放診：放射線診断科、放治：放射線治療科、病診：病理診断科、臨検：臨床検査科、救：救急科、歯：歯科、矯：矯正歯科、小歯：小児歯科、歯口：歯科口腔外科、麻：麻酔科、頭：耳：頭頸部・耳鼻咽喉科、内泌内：内分泌内科、内泌外：内分泌外科、代内：代謝内科

2-7 医療品等の保管場所一覧表

(1) 救急医薬品等保管場所

地区医師会	配置場所	電話番号
甲府市医師会	甲府市太田町9-1中北保健所	055-237-1381
中巨摩医師会	南アルプス市山寺35-4 中巨摩医師会事務局	055-283-3472
北巨摩医師会	韮崎市本町4-2-4中北保健所峡北支所	0551-23-3074
東山梨医師会	山梨市下井尻126-1峡東保健所	0553-20-2750
東八代郡医師会		
西八代郡医師会	西八代郡市川三郷町市川大門1235溝部医院	055-272-0003
南巨摩郡医師会	南巨摩郡鯉沢町1806峡南病院	0556-22-4411
	南巨摩郡身延町梅平2483身延山病院	0556-62-1061
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21富士北麓総合医療センター	0555-24-3747
都留医師会	都留市下谷2516-1いきいきプラザ都留3F	0554-20-3772
北都留医師会	大月市大月町花咲10大月市総合福祉センター	0554-23-2001

(2) ガスえそウマ抗毒素保管場所

名称	所在地	電話番号
(株)メディセオ山梨	中央市山之神流通団地北2	055-273-8911
東邦薬品(株)長野・山梨営業部	甲府市德行4-13-30	055-228-7211
都留薬剤師会 会営都留調剤薬局	都留市つる5-3-5	0554-20-3993

(3) 医療機器販売業者

名称	所在地	電話番号
山梨県医療機器販売業境界	甲斐市篠原1945 (株)ムトウ山梨地内	055-276-5388
(株)伊東メディカル	南アルプス市野牛島1845-76	055-285-6698
協和医科器械(株)甲府支店	甲府市国母1-5-1	055-232-0010
(株)ムトウ山梨	甲斐市篠原1945	055-276-5388
(株)匠メディカル	昭和町西条5141	055-275-0617
(株)中央メディカル山梨営業所	昭和町押越2291	055-275-9010
(株)平塚メディカル	甲府市飯田2-19-7	055-222-4052
(有)平穂医科器械	南アルプス市大師244-13	055-283-7007
豊前医化(株)	中央市乙黒107-6 山梨ビジネスパーク	055-274-8800
マコト医科精機(株)	中央市山之神流通団地北5	055-273-0333
山正医療器械店	南アルプス市古市場412	055-283-3468
丸文通商(株)甲府事務所	甲府市德行1-17-32 AYAビル1F	055-220-7620

(4) 医療用酸素・笑気ガス取扱所

名称	所在地	電話番号
日本産業医療ガス協会山梨県支部	南アルプス市下今諏訪423 日東物産(株)内	055-282-2141
山梨東海(株)	甲斐市敷島町長塚126-1	055-277-2656
岩谷瓦斯(株)関東事業所甲府工場	昭和町築地新居1824-1	055-275-5671
(株)千代田甲府営業所	南アルプス市寺部1418-1	055-284-2341
日東物産(株)	南アルプス市下今諏訪423	055-282-2141
岩谷産業(株)甲府営業所	昭和町築地新居1824-1 岩谷瓦斯(株)甲府工場内	055-268-7611
(有)渡辺酸素機械店	富士吉田市松山4-2-9	0555-22-0548
フジヤマ酸素(株)	忍野村忍草字平山2449	0555-72-8496
フクダライテック北信越(株)山梨営業所	甲府市德行3-13-23	055-237-2451
帝人在宅医療(株)山梨営業所	甲府市相生1-4-23 日本興亜鮎川ビル1F	055-237-2451
(株)星医療機器甲府事業所	昭和町飯喰1372-1	055-268-0561
(有)御前	大月市富浜町鳥沢2754	0554-26-5022
しなのエア・ウォーター(株)山梨営業所	昭和町築地新居大島967-2	055-275-6073

(5) 災害用医療救護活動備品配備一覧表（富士・東部保健所）

備品名	担架 (台)	簡易ベッド (毛布付き) (台)	発電機 ・投光器 (台)	災害用救急 医療セット (7点セット) (組)	災害用救急 医療セット (3点セット) (組)	災害用救急 医療セット (携帯型) (組)
数量	6	10	各1	-	2	6

2-8 物資備蓄状況について

- (1) 「西桂町防災倉庫」にアルファ化米、乾パン、飲料水等が備蓄されている。「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の本町の避難所生活者数等を参考にし、また本町の人口の変化等を勘案して、「西桂町防災備蓄計画」に基づき、計画的に備蓄を図っていく。
- (2) 備蓄にあたっては、避難者等にスムーズな供給ができるよう、また保管及び管理の徹底を図るため、原則、西桂町防災倉庫への集中管理とする。

2-9 応急給水用資機材保有状況一覧

種 別	給 水 タ ン ク	ろ 水 機	ペ ー ッ ト ボ ト ル	ペ ー ッ ト ボ ト ル
能 力	1.0m ³	2.0m ³ /h	0.5リットル	1.5リットル
保 有 数	1台	1台	1,200本	400本
保 管 場 所	西 桂 町 総 務 課			

2-10 水道施設の概要

平成26年4月1日現在

施設名称	所在地	計画 給水人口	備 考
小 沼 水 源 地	西桂町小沼 3419	4,980人	低区水源池湧水、湧水流量3175m ³ /日 予備水源
小 沼 水 源 地	西桂町小沼 3392-1		小沼水源池浅井戸第1水源864m ³ /日 予備水源
小 沼 水 源 地	西桂町小沼 3392-1		小沼水源池浅井戸第2水源2,300 m ³ /日 取水可能量660m ³ /日
新 高 区 水 源 地	富士吉田市上暮地 4619-3		新高区水源地深井戸第1水源2,134 m ³ /日 取水可能量1,500 m ³ /日
新 高 区 水 源 地	富士吉田市上暮地 4616		新高区水源地深井戸第2水源2,315 m ³ /日 取水可能量 1,500m ³ /日
新 高 区 配 水 池	富士吉田市上暮地 4618		配水池2池 有効容量 2,040トン
低 区 調 圧 槽	富士吉田市上暮地 4829		調圧槽 有効容量 330トン
三ヶ峠グリーンセンター前配水池	西桂町下暮地入田 543		配水池 有効容量 50トン

2-11 無線施設

(1) 町防災行政無線設置場所一覧

① 屋外拡声子局

管理No.	箇所名	所在地
1	浅間神社	西桂町小沼2886番地先
2	西桂小学校	西桂町小沼1874番地
3	倉見公民館	西桂町倉見124番地の1
4	柿園1	西桂町小沼1109番地の1
5	柿園2	西桂町小沼909番地の3先
6	柿園3	西桂町小沼106番地の1
7	西桂中学校	西桂町下暮地884番地1
8	下暮地公民館	西桂町下暮地685番地の1
9	入田	西桂町下暮地550番地先

② 移動局

形式	呼出名称	設置場所	形式	呼出名称	設置場所
携帯	にしかつら1	西桂町役場	携帯	にしかつら8	西桂町役場
携帯	にしかつら2	西桂町役場	携帯	にしかつら9	倉見区
携帯	にしかつら3	西桂町役場	携帯	にしかつら10	柿園区
携帯	にしかつら4	西桂町役場	携帯	にしかつら11	本町区
携帯	にしかつら5	西桂町役場	携帯	にしかつら12	上町区
携帯	にしかつら6	西桂町役場	携帯	にしかつら13	下暮地区
携帯	にしかつら7	西桂町役場			

(2) 県防災行政無線

局名	機関名	電話番号	通信範囲
山梨038	富士五湖消防本部	0555-22-0119	県内
山梨029	西桂町役場	0555-25-2121	県内

(3) 消防無線

富士五湖消防

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
消防富士五湖	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	0	富士五湖消防管内
富士五湖消防鳴沢	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	0	富士五湖消防管内
富士五湖可搬1他	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	3	富士五湖消防管内
富士五湖101他	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	43	富士五湖消防管内
富士五湖指揮1他	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119	4	富士五湖消防管内
富士五湖化学1他	富士吉田消防署	0555-22-0119	8	富士五湖消防管内
富士五湖水槽2他	富士吉田消防署 東部出張所	0555-62-0119	2	富士五湖消防管内
富士五湖水槽3他	富士吉田消防署 西桂分遣所	0555-25-2119	2	富士五湖消防管内
富士五湖ポンプ4他	河口湖消防署	0555-72-0119	5	富士五湖消防管内
富士五湖水槽5他	河口湖消防署 西部出張所	0555-87-2119	2	富士五湖消防管内
富士五湖救急6	河口湖消防署 上九一色分遣所	0555-87-2119	1	富士五湖消防管内

2-12 災害用伝言サービスの利用方法

地震など大規模災害発生時には、安否確認、見舞い、問い合わせ等の電話が殺到し、電話がつながりにくくなる。

このような状況を緩和するため、大規模災害発生時には被災地域内やその他の地域の人との間の連絡等をスムーズに行うための「災害用伝言用伝言サービス」が通信各社により提供される。

災害用伝言ダイヤル (171)	
概要	被災地の方が、自宅の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができる。
操作手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. 171 をダイヤル 2. ガイダンスに従って、録音の場合は 1 を、再生の場合は 2 をダイヤル（暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできる。） 3. ガイダンスに従って、自宅（被災地）の電話番号、または、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル 4. 伝言を録音・再生することができる <p>【利用できる電話】 災害用伝言ダイヤルは、加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP 電話（050 の電話番号から始まる IP 電話は除く）から利用可能。 ただし、伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があり、この電話番号は 03 等の市外局番で始まる電話番号のみが対象。 つまり、携帯電話（090、080）・PHS（070）からは、災害用伝言ダイヤルを利用することはできるが、携帯電話・PHS の電話番号宛に伝言を録音することはできない。</p>
災害用伝言板	
概要	携帯電話・PHS のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS 番号をもとにして全国から伝言を確認できる。
操作手順	<p>【伝言の登録】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 携帯電話・PHS から災害用伝言板にアクセス（災害時は各社の公式サイトトップ画面に災害用伝言板の案内が表示。） 2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択（登録は被災地域内の携帯電話・PHS からのアクセスのみが可能。） 3. 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で 100 文字以内のコメントを入力（状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能。） 4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了 <p>【伝言の確認方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害用伝言板にアクセス（伝言の確認は PC 等からも行うことができる。） <ul style="list-style-type: none"> ・NTT ドコモ http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi ・KDDI (au) http://dengon.ezweb.ne.jp/ ・ソフトバンクモバイル http://dengon.softbank.ne.jp/ ・ワイモバイル http://dengon.ymobile.jp/info/ 2. 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択。（確認は全国からのアクセスが可能。） 3. 安否を確認したい方の携帯電話・PHS 番号を入力し「検索」を押す 4. 伝言一覧が表示され、詳細を確認したい伝言を選択
災害用伝言板 (web171)	
概要	パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS 番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができる。
操作手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. https://www.web171.jp/へアクセス 2. 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力 3. 伝言を登録・確認することができる。（事前に設定することで閲覧者の限定が可能。）

災害用音声お届けサービス	
概要	専用アプリケーションをインストールしたスマートフォン等の対応端末から、音声メッセージを送信することができるサービス。 NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイル、ワイモバイルの各社でサービス提供。 平成 25 年 4 月 1 日より災害用音声お届けサービスを提供している通信事業者間で音声メッセージの送付が可能。
操作手順	【スマートフォンの場合】 ・以下のアプリケーションを各社のアプリマーケットや Google Pla、Apple Store からダウンロード (NTT ドコモ：「災害用キット」、KDDI (au)：「au 災害対策」、ソフトバンクモバイル：「災害用伝言板」、ワイモバイル：「災害用伝言板」) 【フィーチャーフォンの場合の操作手順】 ・音声ファイルを受信した際は SMS で通知が来る。なお、一部機種を除き、メッセージの送信を行うことは不可。

3 輸送関連

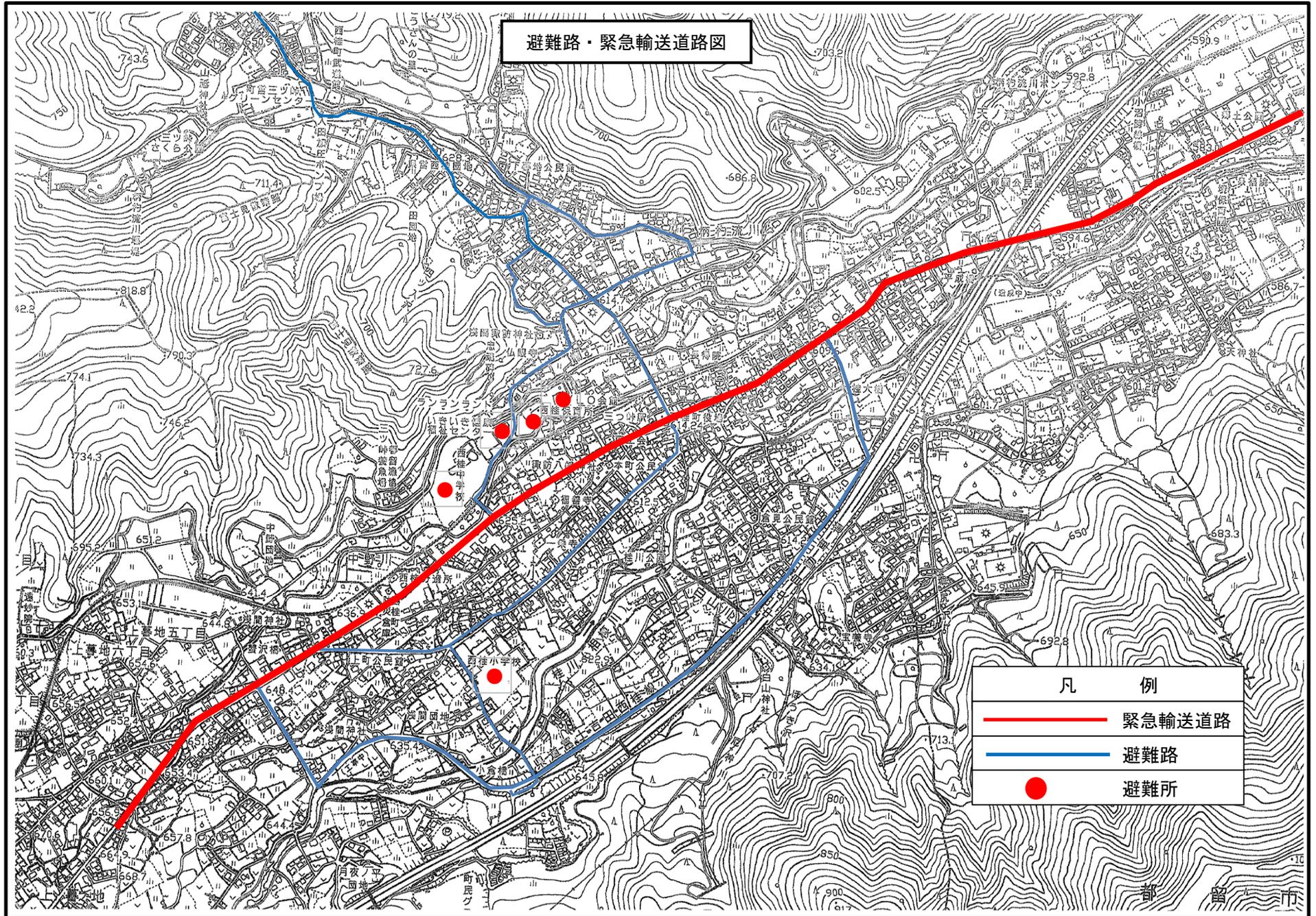
3-1 緊急通行（輸送）車両用事前届出済み車両一覧

番号	管理者 (受託管理)	車名	車両番号	取得年月日	駐車場所
1	総務課長	マイクロバス	富士山200さ10	97.08.28	YLO会館
2	総務課長	ハイエースワゴン	富士山300さ134	00.01.31	役場
3	総務課長	オデッセイ	富士山310そ3210	14.11.14	役場
4	総務課長	プリウス	富士山310さ3210	07.10.05	役場
5	総務課長	デミオ	富士山500さ2384	09.11.27	役場
6	総務課長	カーゴ	山梨40や522	03.11.27	役場
7	総務課長	指令車	富士山880あ76	14.12.10	役場
8	総務課長	リーフ	富士山300さ3503	11.05.11	役場
9	総務課長	スクラム	山梨480う2417	07.8.28	役場
10	総務課長	軽ダンプ	山梨480う8403	08.05.15	役場
11	総務課長	ミラ	富士山580あ2266	09.09.28	役場
12	総務課長	ダンプ	富士山400さ1033	14.04.17	YLO会館
13	総務課長	バイク	西桂町ひ27	82.07	役場
14	総務課長	本部1号車	富士山810み119	96.12	消防センター
15	総務課長	第1分団トヨタ	富士山800ち1	94.08	倉見区
16	総務課長	第2分団トヨタ	富士山810さ2	93.09	柿園区
17	総務課長	第3分団トヨタ	富士山810す3	94.11	本町区
18	総務課長	第4分団トヨタ	富士山810さ4	93.09	上町区
19	総務課長	第5分団トヨタ	富士山810す5	95.09	下暮地区
20	教育長	ハイエースワゴン	富士山300さ137	00.01.31	YLO会館
21	教育長	スズキエブリー	富士山480あ2204	10.11.18	YLO会館
22	教育長	給食車トヨタダイナ	山梨11た4393	98.01.12	中学校
23	福祉保健課長	いきいきスクラム	富士山480あ2296	11.03.10	いきいき
24	福祉保健課長	いきいきハイゼット	山梨40む9368	00.07.13	いきいき
25	社協局長	ハイゼットスローパー	富士山880あ16	09.09.28	いきいき
26	社協局長	マツダAZワゴン	山梨580く9466	08.05.29	いきいき
27	社協局長	ハイゼット（送迎用）	山梨880あ16	05.03.08	いきいき
28	社協局長	トヨタハイエース	山梨800さ6399	05.01.31	いきいき
29	社協局長	三菱シミニカバン	富士山480あ945	09.09	いきいき

（備考）公用車管理台帳に掲載されている車名を使用。

いきいき：いきいき健康福祉センターの略

3-2 避難路・緊急輸送道路等



4 消防関係

4-1 消防力の現況

消防団				消防ポンプ自動車等現有台数				消防水利			
消防団数	分団数	団員数	水防団員兼務者	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	指令車	小型動力ポンプ	消火栓(公設)	防火水槽		
				B-1級以上	B-1級以上		積載車ポンプ付		100m ³ 以上	40m ³ 以上 100m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満
1	7	114	114	1	0	1	5	80	1	51	1

5 気象観測等関係

5-1 気象情報関係資料

(1) 予報・警報の地域細分

担当区域	一次細分区域名	二次細分区域名	該当市町村
山梨県	中・西部	中北地域	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市 中巨摩郡 昭和町
		峡東地域	山梨市、笛吹市、甲州市
		峡南地域	西八代郡 市川三郷町 南巨摩郡 早川町、身延町、南部町、富士川町
	東部・富士五湖	東部	都留市、大月市、上野原市 南都留郡 道志村 北巨摩郡 小菅村、丹波山村
		富士五湖	富士吉田市 南都留郡 西桂町、忍野村、山中湖村 鳴沢村、富士河口湖町

(2) 甲府地方気象台観測施設一覧表

ア 気象観測施設

種類	観測所名	観測種目						所在地
		気温	降水量	風	日照時間	積雪	その他	
四	大泉	○	○	○	○			北杜市大泉町谷戸
雨	乙女湖		○					山梨市牧丘町柳平
四	韮崎	○	○	○	○			韮崎市大草町若尾
官	甲府	○	○	○	○	○	○	甲府市飯田4-7-29
四	勝沼	○	○	○	○			甲州市勝沼町勝沼
四	大月	○	○	○	○			大月市大月
雨	上野原		○					上野原市上野原
雨	富士川		○					南巨摩郡富士川町最勝寺
四	古関	○	○	○	○			甲府市古関町
四	切石	○	○	○	○			南巨摩郡身延町切石
特	河口湖	○	○	○	○	○	○	南都留郡富士河口湖町船津1108-1
四	山中	○	○	○	○			南巨摩郡山中湖村梨ヶ原
四	南部	○	○	○	○			南巨摩郡南部町南部

イ 地震・震度観測施設

種類	震度発表名称	観測種目		所在地
		地震	震度	
震	大月市大月		●	大月市大月
震	富士河口湖町船津		●	南都留郡河口湖町船津1108-1
震	上野原市上野原		○	上野原市上野原
官	甲府市飯田	○	●	甲府市飯田4-7-29
震	甲州市塩山下於曾		●	甲州市塩山下於曾
地	身延町大磯小磯	○	○	南巨摩郡身延町大磯小磯

(注)	種類：	官	気象官署
		特	特別地域気象観測所
		四	地域気象観測所
		雨	地域雨量観測所
		雨口	地域雨量観測所
		震	震度観測施設
		地	常時地震観測施設
	観測種目：	●	無線送信設備有り

(3) 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月31日）

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表する震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料は、主に近年発生した地震被害の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (5) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどより少ない。 全部ではないが、全部に近い
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合にしよう。
多くなる	量的には表現できるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【木造建物（住宅）の状況】

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剝離し、落下しやすくなる。」

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

【鉄筋コンクリート造建物の状況】

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

【地盤・斜面等の状況】

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

【ライフライン・インフラ等への影響】

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【大規模構造物への影響】

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

5-2 「東海地震に関連する情報」に伴う広報文例

例文1

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」
「発表時」における広報用の例文

[歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合のもの]

- こちらは、防災にしかつらです。
- 先ほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- この情報は、東海地域に設置された観測機器に変化が観測されていますが、この現象が直ちに東海地震の前触れであると「判断できない」場合に発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- すでに、町では、情報収集体制を取っております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、町からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 町民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文2

「東海地震注意情報」発表時における広報用の例文

- こちらは、防災にしかつらです。
- 先ほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。
- 「東海地震注意情報」の発表を受けて、町や国、県、防災関係機関では、地震の被害をできる限り少なく抑える措置や防災応急対策活動の準備を始めています。
- 町民の皆様も、今後のテレビ・ラジオの情報や町の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。
- また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることとなります。
- したがって、町民の皆様は、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

例文 3

東海地震予知情報「警戒宣言」発令時における広報用の例文

- こちらは、防災にしかつらです。
- 先ほど、内閣総理大臣から、東海地震に対する警戒宣言が発せられました。
- この地震が発生すると、町をはじめ県内の地震防災対策強化地域内では「震度6弱」以上、その隣接地域では「震度5強」程度の強い揺れに見舞われることが予想されますので、厳重な注意をしてください。
- 既に、町・県・防災関係機関においては、町民の皆様の生命、身体、財産を守るため、地震災害警戒本部を設置し、応急対策を実施中ではありますが、地震の被害を最小限に食い止めるためには、町民の皆様の冷静沈着な行動が大切であります。
- まず、身の回りの点検をしてください。火元や、破損・転倒しやすいものの点検をするとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。
- また、飲料水を貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品の確認をしてください。
- 今後のテレビ・ラジオの情報、町の広報などに十分注意し、日頃の防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動してください。

6 応援受入施設関係

6-1 飛行場外離着陸場等一覧

平成19年1月1日現在

区分	名称	所在地	電話番号
緊急離着陸場	西桂町民グラウンド	南都留郡西桂町倉見1288	0555-25-3503
	西桂小学校	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2028
	西桂中学校	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346

6-2 ヘリコプター主要発着場一覧

名称	所在地	電話番号	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ)	消防署からの所要時間 (分)
				大型	中型	小型		
西桂小学校校庭	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2028	学校長	○			70×70	6
西桂中学校校庭	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346	学校長	○			60×60	6

6-3 自衛隊宿泊予定施設一覧

名称	所在地	電話番号	宿泊可能人員
西桂小学校屋内運動場	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2028	350
西桂中学校屋内運動場	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346	100
西桂町民グラウンド	南都留郡西桂町倉見1288	0555-25-3503	500

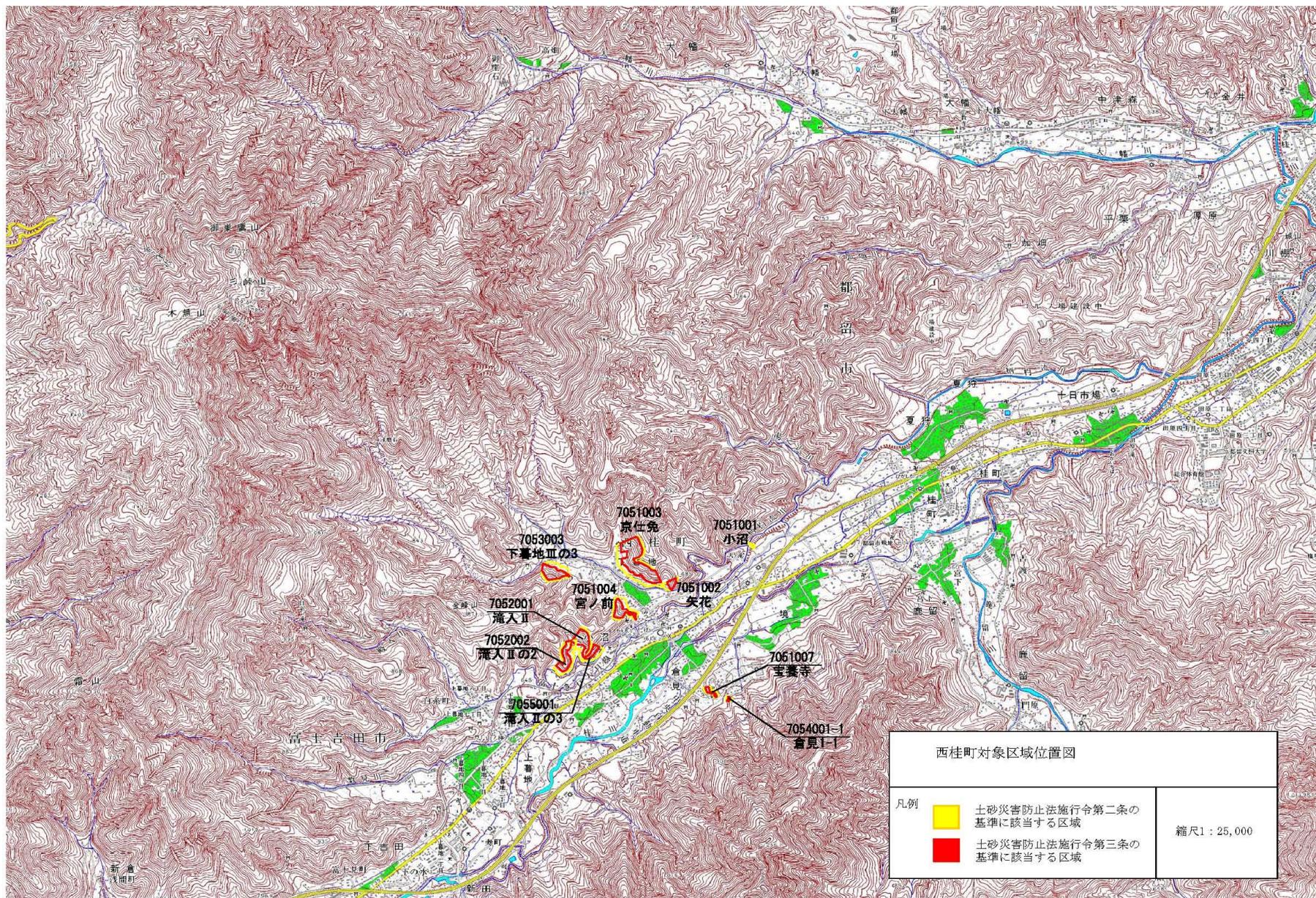
7 山地等災害危険箇所関係

7-1 土砂災害警戒区域一覧

平成25年4月1日現在

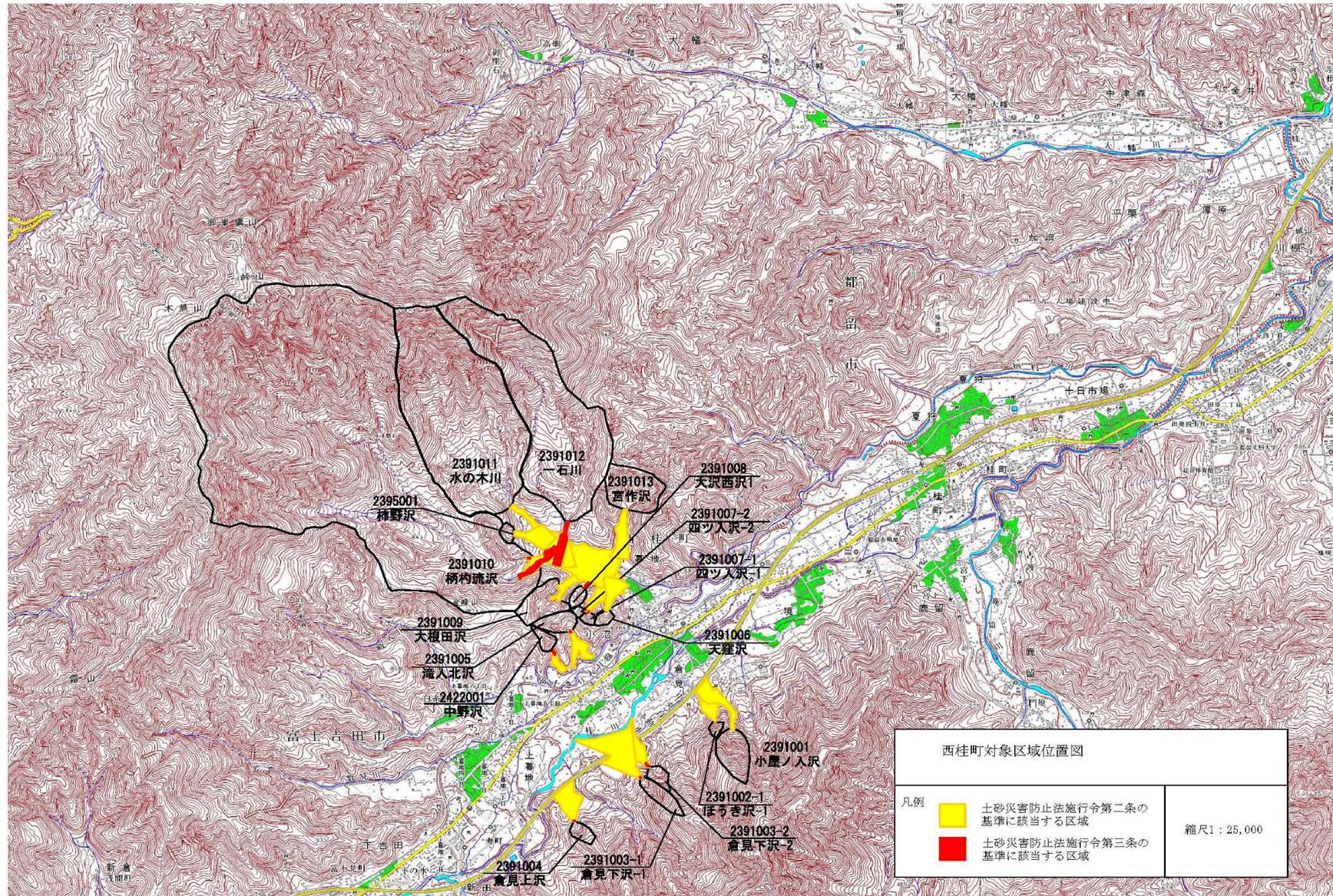
自然現象の種類	区域の表示		特別警戒区域を含む区域	概ねの位置
	区域番号	区域名		
急傾斜地の崩壊	7051007	宝養寺	○	倉見
	7054001-1	倉見1-1	○	倉見
	7051001	小沼		小沼
	7051002	矢花	○	下暮地
	705200	滝入Ⅱ	○	下暮地
	7052002	滝入Ⅱの2	○	下暮地
	7053003	下暮地Ⅲの3	○	下暮地
	7051004	宮ノ前	○	下暮地
	7051003	京仕免	○	下暮地
	7055001	滝入Ⅱの3	○	下暮地
小計		10	9	
土石流	2391001	小屋ノ入沢		倉見
	2391002-1	ほうき沢-1		倉見
	2391003-1	倉見下沢-1	○	倉見
	2391003-2	倉見下沢-2	○	倉見
	2391004	倉見上沢	○	倉見
	2391005	滝入北沢	○	下暮地
	2391006	天窪沢		下暮地
	2391007-1	四ツ入沢-1	○	下暮地
	2391007-2	四ツ入沢-2	○	下暮地
	2391008	大沢西沢1	○	下暮地
	2391009	大根田沢	○	下暮地
	2391010	柄杓流沢	○	下暮地
	2391011	水の木川		下暮地
	2391012	一石川	○	下暮地
	2391013	宮作沢		下暮地
	2422001	中野沢	○	下暮地
	2395001	柿野沢		下暮地
小計		17	11	
合計		27	20	

7-2 急傾斜地災害警戒区域図



7-3 土石流警戒区域図

資料-37



資料編

7-4 急傾斜地危険区域一覽

(1) 急傾斜地崩壊危険区域一覽

平成25年4月1日現在

箇所数	面積	指定区域名
3	4.05 ha	矢花・宮ノ前・洞山

(2) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覽

平成25年4月1日現在

指定区域名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
矢花	下暮地	京仕免 他	昭和59年6月18日	289	1.90	10
矢花	下暮地	京仕免 他	昭和61年7月24日	369	1.80	13
宮ノ前	下暮地	四ツ入	昭和59年6月18日	290	0.24	5
洞山	倉見	洞山 他	平成 9年3月31日	136	0.11	7
計	4箇所				4.05	35

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

平成18年3月31日現在

危険箇所名	大字	小字	人家戸数 (戸)	指定区域名
小沼	小沼		1	—
矢花	下暮地	矢花	7	矢花
京仕免	下暮地	京仕免	7	矢花
宮ノ前	下暮地	宮ノ前	11	—
月夜ノ平	倉見	月夜ノ平	10	—
倉見	倉見		8	—
宝養寺	倉見	宝養寺	5	—
倉見	倉見	天久保	6	洞山
計	8箇所		55	

7-5 土石流危険溪流一覧

平成25年4月1日現在

河川名	溪流名	字	人家戸数	公共施設数
桂川	こやのねり沢	倉見	14	1
〃	神野沢	〃	9	
〃	倉見下沢	〃	30	
〃	倉見上沢	〃	0	1
柄杓流川	滝入北沢	下暮地	5	2
〃	天窪沢	〃	21	1
〃	四ツ入沢	〃	18	1
〃	大沢西沢1	〃	12	2
〃	大沢西沢2	〃	43	2
〃	柄杓流沢	〃	25	2
〃	水の木川	〃	39	3
〃	石川	〃	23	1
〃	宮作沢	〃	13	2

7-6 山地災害危険地一覧

平成22年3月31日現在

所 管	崩壊土砂流出 箇所数	山腹崩壊 箇所数	地すべり 箇所数	合計
富士・東部林務 環境事務所	6	3	—	9

(1) 崩壊土砂流出箇所一覧

番号	位 置 (大字、字)	保安林等	他の法令等の 指定	荒廃状況	調査地区	危険地区 85点以上 メッシュ	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
								人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道 路
1	倉見、高さす	有	有	有			無		16			3	国道
2	倉見、西ノ沢	有	有	有			未成	61				2	国道
3	下暮地、長差	有	有	有			一部概製				4		無
4	下暮地、吉ヶ沢	有	無	無			無			7			無
5	下暮地、大竹	無	無	無			未成			7			無
6	倉見、小屋の入	有	無	無			無		10				中央高速

(2) 山腹崩壊危険地区一覧

番号	位 置 (大字、字)	保安林等	他の法令等の 指定	荒廃状況	調査地区	危険地区 85点以上 メッシュ	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
								人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道 路
1	下暮地、京仕免	無	無	無	6	6	無		11			2	国道、中央高速
2	下暮地、滝入	有	無	有	4	4	無		19			4	国道
3	倉見、高島	有	有	無	6	6	無		15			6	無

8 応援協定等関係

8-1 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定

環富士山火山防災連絡会（以下「連絡会」という。）を構成する山梨県側市町村の富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町と静岡県側市町村の沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町（以下「構成市町村」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生することがあらかじめ予想される場合において、構成市町村が相互に応援・協力することにより、被災した市町村又は被災があらかじめ予想される市町村（以下「被災市町村等」という。）に対して、迅速な応援を行うことで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災が予想される圏域外への避難誘導活動
- (2) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・救護活動
- (3) 被災者等受入施設の提供
- (4) 被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (5) 被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供
- (6) 応急復旧活動
- (7) 長期の避難生活が見込まれる被災者等（以下「長期避難生活世帯」という。）への（仮設）住宅の提供
- (8) 長期避難生活世帯の児童・生徒の受入れ
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 前各号の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供
- (11) その他要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 被災市町村等の長が他の構成市町村の長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等をもって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況

資料編

- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請する事項
(派遣された職員の指揮)

第6条 応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、原則として被災市町村等の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援の自主出動）

第7条 構成市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災地に対し応援を行うことができる。

- 2 自主出動した構成市町村は、情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。
- 3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災市町村から第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村等で負担するものとする。

- 2 被災市町村等が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村等から要請があった場合には、応援市町村は、当該経費を一時立替支弁するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村等がその損害を賠償する。
- 5 前各項に定めるもののほか、応援に係る経費の負担については、被災市町村等及び応援市町村が協議して定める。

（平常時における火山防災相互協力）

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、連絡会規約の所掌事項について相互に協力するものとする。

（市町村合併による取扱い）

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

（実施の細目）

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第12条 この協定は、平成18年5月10日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書16通を作成し、各市町村長署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月10日

山梨県側市町村

富士吉田市長	萱 沼 俊 夫
西 桂 町 長	前 田 勝 弘
忍 野 村 長	天 野 康 則
山 中 湖 村 長	高 村 忠 久
富士河口湖町長	小佐野 常 夫
鳴 沢 村 長	渡 邊 建 一
身 延 町 長	依 田 光 弥

静岡県側市町

沼 津 市 長	斎 藤 衛
三 島 市 長	小 池 政 臣
富 士 宮 市 長	小 室 直 義
富 士 市 長	鈴 木 尚
御 殿 場 市 長	長 田 開 蔵
裾 野 市 長	大 橋 俊 二
長 泉 町 長	遠 藤 日 出 夫
小 山 町 長	長 田 央
芝 川 町 長	白 井 進

8-2 富士北麓災害時の相互応援に関する協定

富士山火山防災協議会を構成する富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上九一色村、下部町（以下「構成市町村」）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害及び風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予め予想される場合について、構成市町村で相互に応援・協力することにより、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」）に対して、迅速な救助・救護活動及び避難活動を確保することで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災者収容施設の提供
- (2) 圏外避難のための被災者に対する避難誘導
- (3) 救援・救助活動及び避難活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者の食料、飲料水、生活必需品の提供
- (5) 救出、応急復旧に必要な資機材の提供
- (6) 災害を受けた市町村の災害対策本部設置に対する施設の提供
- (7) 長期被害に及ぶ場合の被災者の（仮設）住宅提供
- (8) 救出・救護及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 長期被害に及ぶ場合の児童・生徒の受入れ
- (11) 前号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 災害を受けた市町村の長が他の市町村長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、衛星電話等により連絡担当部局へ応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請の合った事項

（派遣された職員の指揮）

第6条 応援のために派遣された職員は、原則として被災市町村の長の下に活動するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災市町村との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、被災地に自主的判断により応援を行うことができる。

2 被災地に自主出動した市町村は情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に連絡できるよう努める。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村で負担するものとする。

2 応援市町村が第1項に規定する経費を支弁するいとまがないときは、被災市町村の求めにより応援市町村は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務による負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村が賠償の責めに任ずる。

5 前4項に定めるもののほか、応援にかかる経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(平常時における火山防災相互協力)

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、次の各号に掲げる事業について相互に協力するものとする。

- (1) 火山災害合同防災訓練の実施及び参加
- (2) ハザードマップの見直し検討の継続
- (3) 防災関係資料及び情報の提供
- (4) 住民に対する火山防災の啓発活動
- (5) その他必要と思われる事業の実施及び参加

(市町村合併による取扱い)

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成15年12月11日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各市町村長署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成15年12月11日

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長
山中湖村長
富士河口湖町長
鳴沢村長
上九一色村長
下部町長

8-3 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村 災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

資料編

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組
法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に
係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目によ
る。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協
議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の
提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成18年11月30日

静岡県	沼津市	神奈川県	小田原市
静岡県	熱海市	神奈川県	南足柄市
静岡県	三島市	神奈川県	中井町
静岡県	富士宮市	神奈川県	大井町
静岡県	伊東市	神奈川県	松田町
静岡県	富士市	神奈川県	山北町
静岡県	御殿場市	神奈川県	開成町
静岡県	下田市	神奈川県	箱根町
静岡県	裾野市	神奈川県	真鶴町
静岡県	伊豆の国市	神奈川県	湯河原町
静岡県	河津町	山梨県	富士吉田市
静岡県	南伊豆町	山梨県	身延町
静岡県	松崎町	山梨県	道志村
静岡県	函南町	山梨県	西桂町
静岡県	清水町	山梨県	忍野村
静岡県	長泉町	山梨県	山中湖村
静岡県	小山町	山梨県	鳴沢村
静岡県	芝川町	山梨県	富士河口湖町
静岡県	富士川町		

8-4 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡担当部局の設置)

第2条 協定市町村は、災害時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を次条に規定する代表応援調整市町村に別表1により報告し、代表応援調整市町村はそれを取りまとめの上、他の協定市町村に周知するものとする。

(応援調整市町村等の設置)

第3条 協定市町村は、大規模災害時に被災市町村の被災状況に関する情報が錯綜し、十分な応援活動が実施できない場合も想定し、円滑に応援活動を実施するため、協定市町村を別に定める地域（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックに応援調整市町村を定めておくものとする。

2 前項に規定するブロックは、静岡県、神奈川県、山梨県の各県を単位とする。

3 応援調整市町村は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長及び副会長市町村をもって充てるものとする。

4 応援調整市町村が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックに副応援調整市町村を定めておくものとする。

5 副応援調整市町村は、各ブロックの応援調整市町村以外の協定市町村の互選により選定するものとする。

6 応援調整市町村及び副応援調整市町村（以下「応援調整市町村等」という。）の任期は、原則として1年とする。

7 応援調整市町村は、各ブロックの次年度の応援調整市町村等を定めたときは、その協定市町村名を別表2により毎年3月末日までに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長市町村である応援調整市町村（以下「代表応援調整市町村」という。）に報告するものとする。

8 代表応援調整市町村は、前項の報告を受けた場合には、取りまとめの上、速やかに、協定市町村に周知するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 協定第3条に規定する応援の要請は、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当部局を通じて別に定める様式により文書にて応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、口頭、電話又は電信（ファックス・メール等）により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援場所及び応援場所への経路

(3) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資の品名、数量等

(4) 協定第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、被災者の人数

(5) 協定第2条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種別人員及び派遣期間

資料編

(6) 前号各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

- 2 前項の応援要請を受けた協定市町村は、その内容について、速やかに、第3条に規定する自らが属するブロック（以下「ブロック内」という。）の応援調整市町村等へ報告するものとする。
- 3 応援要請を受けた協定市町村から、前項の規定に基づく報告を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
- 4 前項の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

(応援の実施)

第5条 第4条第1項の規定による応援要請を受けた協定市町村は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市町村は、災害直後、職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

(自主的活動)

第6条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から第4条の規定に基づく要請がなく、かつ、被災市町村と連絡ができない場合には、協定市町村は、被災市町村からの応援要請に備え、次の各号により自主的に活動するものとする。

- (1) 応援調整市町村等は、必要に応じ、応援調整市町村等が属するブロックの県とも連携し、ブロック内の被災市町村の被害状況について、速やかに、情報収集するとともに、その内容をブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
- (2) 前号の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容をブロック内の協定市町村へ周知するものとする。
- (3) 第1号又は第2号の規定に基づく連絡を受けた協定市町村は、自らが可能な応援内容についてブロック内の応援調整市町村等に報告するものとする。

(訓練等の実施)

第7条 協定市町村は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練や情報交換等を実施するものとする。

(協定書の見直し)

第8条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については代表応援調整市町村が行うものとする。

この実施細目は、平成18年11月30日から施行する。

別表第1、2 略

8-5 災害時における応急対策業務に関する協定書 (山梨県建設協会都留支部)

山梨県西桂町長（以下「甲」という。）と（社）山梨県建設協会都留支部長（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合、又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法及び西桂町地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な町民の救出活動及び災害復旧活動に資するとともに、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく西桂町災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を取りまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材とうの数量をとりまとめ「資機材・編成人員報告」を前項の規定による協力者とともに甲に提出するものとする。

3 乙は、予め被災情報収集担当者を定め、個々の公共土木施設の被害状況を調査、収集する責任を明確にしておくものとする。

（被災情報の報告）

第4条 被災情報収集担当は、災害の発生後速やかに項の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

（工事施工者）

第5条 甲は、協力者の中から応急復旧工事を行なう工事施工者（以下「丙」という。）を決定するものとする。

（工事の実施）

第6条 丙は、甲の指示に従い速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。

3 丙は、応急復旧工事の施設に当たっては、第3者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 丙は、業務従事者の労働災害保証のため、労働災害補償保健法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 丙は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

資料編

第7条 甲は丙から前条5項により提出された資料をもとに、速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第8条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたときに及び4月1日に甲に報告するものとする。

(損害補償)

第9条 応急対策業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は疾病となった場合の本人又はその遺族に対する損害補償は、山梨県西桂町長が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条第2項の規定により、協力命令を発したときに限り、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償を適用する。

(協力の効力)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲・乙いずれからもそれぞれ相手方にたいして文書により異議の申し出のないときには、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協議事項)

第11条 この協議に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度この協定の成立を証するため、本通2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各自その一通を保有する。

甲 山梨県西桂町役場 町長

乙 社団法人山梨県建設業協会 都留支部 支部長

8-6 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防衛が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

資料編

第7条 山梨県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書（昭和61年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。）第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成7年3月20日

申府市丸の内一丁目6—1

甲 山梨県知事
乙 各市町村
消防管理者

8-7 山梨県常備消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防本部、消防署を置く市、町及び一部事務組合（以下「組合等」という。）の管轄区域内において大規模な火災、事故その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、災害発生地 of 組合等（以下「受援組合等」という。）の長が、次のいずれかの該当する場合に、他の協定組合等（以下「応援組合等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が応援組合等の管轄区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 受援組合等の消防力によっては、防ぎよ、救助等が著しく困難と認める場合。
- (3) その災害を防除するため、応援組合等の保有する機械器具等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして電話等により行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、機械器具等の種別及び数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第3条 応援組合等の長が、前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援組合等の長は、応援隊を派遣するときは、出発時刻、出動人員、機械器具等の種別及び数量、到着予定時刻等を、また、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに受援組合等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、受援組合等の現地最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告義務)

第5条 応援隊の長は、応援消防活動の結果を現地最高責任者に、また、受援組合等の長は、災害の概要を消防活動終了後速やかに応援組合等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援要請に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は応援組合等が負担する。
- (2) 応援隊の消防活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧等に要する費用は、受援組合等が負担する。
- (3) 応援隊員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動中に生じたものに

資料編

については受援組合等が、また、往路、帰路に生じたものについては、応援組合等が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

(4) 前3号に定める経費以外の経費については、当事者の協議により決定する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度協定組合等の協議により決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本協定書10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

甲府地区広域行政事務組合管理者
都 留 市 長
富士五湖消防組合管理者
大 月 市 長
峡北広域行政事務組合代表理事
東八代広域行政事務組合代表理事
峡南広域行政組合代表理事
東山梨消防組合管理者
上 野 原 町 長
峡西消防組合管理者

8-8 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (ウエルシア関東(株))

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）とウエルシア関東株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 甲以外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法等)

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあつては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。
- 3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

(物資の集積場所及び引渡し)

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(物資の価格、支払い)

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

- 2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

(保有品目等の報告)

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の保有品目、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）に報告するものとする。

資料編

(細目協定)

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成23年7月13日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年7月13日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7

ウエルシア関東株式会社

代表取締役

別表

○確保が必要な物資

食料	パン 缶詰 飲料 牛乳 粉ミルク	カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品	米穀 漬物 佃煮 味噌醤油 塩
物資	衣料品：軍手、サラン 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池 燃料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ		
医薬品等	風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

8-9 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。
- （2）甲以外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあつては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。
- 3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

- 2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

（保有品目等の報告）

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の保有品目、物資の搬入方法及び災害時の連絡

先等を別紙3により富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）に報告するものとする。

（細目協定）

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

（県協定との調整）

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成22年12月9日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月9日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 新潟市南区清水4501番地1

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長

資料編

別紙3 物資の保有品目等報告書

平成22年12月9日

富士山火山防災協議会事務局
 富士吉田市安全対策課 御中

会社名 NPO法人コメリ災害対策センター
 代表者名 理事長

災害救助に必要な物資の保有品目等について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有品目等を次のとおり報告します。

1 調達可能品目

品名	保有の有無	品名	保有の有無
おにぎり	無	生理用品	有
弁当		石鹸	
パン		洗剤	
缶詰		ティッシュペーパー	
飲料(水)	有	トイレットペーパー	
牛乳	無	やかん	
粉ミルク	有	バケツ	
カップ麺	無	ポリ袋	
カップみそ汁		皿(紙製)	
レトルト食品		紙コップ	
米穀		丼(紙製)	
野菜		はし	
果実		スプーン	
食肉		哺乳ビン	
魚類		使い捨てライター	
漬物		懐中電灯	
佃煮		乾電池	
味噌		運動靴	
醤油		ビニールシート	
塩		携帯用ガスコンロ	
毛布	有	携帯用ガスボンベ	
テント		風邪薬	無
シャツ		胃腸薬	
下着類		傷薬	
作業着		包帯	有
タオル		ガーゼ	
軍手		その他	
サラシ		ホームセンター取扱い	
雨具		物資	
紙おむつ			
おもつカバー			

注：協定書第7条による報告は、協定の締結日現在の店頭在庫を含む保有品目を記入する。

2 市町村への搬入方法（いずれかに○をつける）

(1) 市町村指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

(2) 搬送不可のため、当社指定場所にて、市町村に引き渡す。

3 発災時の当社の連絡先（普通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平時連絡先)	新潟市南区清水 4501番地1	事務局	025-371-4185	Npo@jineru.bit.or.jp
			025-371-4151	—
2	同上	事務局	090-5213-1880	—
			—	—
3	同上	事務局長	090-3210-9800	—
			—	—

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 その他、連絡事項等がありましたら記入願います。

()

担当：NPO法人コメリ災害対策センター事務局

電話：025-371-4185

FAX：025-371-4151

8-10 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 （（株）Ｊマート）

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）と（株）Ｊマート（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。
- （2）甲以外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあつては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。
- 3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

- 2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

（保有品目等の報告）

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の保有品目、物資の搬入方法及び災害時の連絡

先等を別紙3により富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）に報告するものとする。

（細目協定）

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

（県協定との調整）

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成22年12月13日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月13日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 東京都三鷹市野崎1-20-20 MYビル3F

（株）Jマート

代表取締役社長

資料編

別紙3 物資の保有品目等報告書

平成22年12月9日

富士山火山防災協議会事務局
 富士吉田市安全対策課 御中

会社名 株式会社Jマート
 代表者名 代表取締役

災害救助に必要な物資の保有品目等について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有品目等を次のとおり報告します。

1 調達可能品目

品名	保有の有無	品名	保有の有無
おにぎり		生理用品	○
弁当		石鹸	○
パン		洗剤	○
缶詰		ティッシュペーパー	○
飲料(水)	○	トイレットペーパー	○
牛乳		やかん	○
粉ミルク	○	バケツ	○
カップ麺	○	ポリ袋	○
カップみそ汁	○	皿(紙製)	○
レトルト食品		紙コップ	○
米穀	○	丼(紙製)	
野菜		はし	○
果実		スプーン	○
食肉		哺乳ビン	○
魚類		使い捨てライター	○
漬物		懐中電灯	○
佃煮		乾電池	○
味噌	○	運動靴	
醤油	○	ビニールシート	○
塩	○	携帯用ガスコンロ	○
毛布	○	携帯用ガスボンベ	○
テント	○	風邪薬	
シャツ	○	胃腸薬	
下着類	○	傷薬	
作業着	○	包帯	○
タオル	○	ガーゼ	○
軍手	○	その他	
サラシ			
雨具	○		
紙おむつ	○		
おもつカバー			

注：協定書第7条による報告は、協定の締結日現在の店頭在庫を含む保有品目を記入する。

2 市町村への搬入方法（いずれかに○をつける）

(1) 市町村指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

(2) 搬送不可のため、当社指定場所にて、市町村に引き渡す。

3 発災時の当社の連絡先（普通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時連絡先)	山梨県南都留郡 富士河口湖町船 津4910 Jマート富士河 口湖町	店長	0555-83-3811	
			0555-83-3911	
2	東京都三鷹市野 崎1-20-20 Jマート本部	店舗営業部部长	090-3336-4913	
			0422-33-1118	
3	東京都三鷹市野 崎1-20-20 Jマート本部	総務部部长	0422-33-1118	
			0422-33-4472	

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 その他、連絡事項等がありましたら記入願います。

()

担当：

電話：090-3336-4913

FAX：0422-33-4472

8-11 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (株)カインズ

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）と(株)カインズ（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 甲以外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 建築資材、建築工具、インテリア用品、家庭用品、日用雑貨、加工食品、カー用品、ペット用品など乙の取り扱う物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法等)

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。
- 3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

(物資の集積場所及び引渡し)

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(物資の価格、支払い)

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

- 2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

(物資の搬入方法等の報告)

第7条 乙は、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3によりこの協定の成立日及び変更があった場合、富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）へ報告するものとする。

（細目協定）

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

（県協定との調整）

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成22年12月10日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月10日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 群馬県高崎市高関町380

（株）カインズ

代表取締役社長

資料編

別紙3 物資の保有品目等報告書

平成22年12月10日

富士山火山防災協議会事務局

富士吉田市安全対策課 御中

会社名 株式会社カインズ

代表者名 代表取締役

災害救助に必要な物資の保有品目等について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有品目等を次のとおり報告します。

1 調達可能品目

品名	保有の有無	品名	保有の有無
おにぎり		生理用品	○
弁当		石鹸	○
パン		洗剤	○
缶詰		ティッシュペーパー	○
飲料(水)	○	トイレットペーパー	○
牛乳		やかん	○
粉ミルク	○	バケツ	○
カップ麺		ポリ袋	○
カップみそ汁		皿(紙製)	○
レトルト食品		紙コップ	○
米穀	○	丼(紙製)	○
野菜		はし	○
果実		スプーン	○
食肉		哺乳ビン	○
魚類		使い捨てライター	○
漬物		懐中電灯	○
佃煮		乾電池	○
味噌		運動靴	○
醤油		ビニールシート	○
塩		携帯用ガスコンロ	○
毛布	○	携帯用ガスボンベ	○
テント	○	風邪薬	○
シャツ	○	胃腸薬	○
下着類	○	傷薬	○
作業着	○	包帯	○
タオル	○	ガーゼ	○
軍手	○	その他	
サラシ			
雨具	○		
紙おむつ	○		
おもつカバー	○		

注：協定書第7条による報告は、協定の締結日現在の店頭在庫を含む保有品目を記入する。

2 市町村への搬入方法（いずれかに○をつける）

(1) 市町村指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 当社契約運送会社車両 ）

(2) 搬送不可のため、当社指定場所にて、市町村に引き渡す。

3 発災時の当社の連絡先（普通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時連絡先)	群馬県高崎市高 関町380	総務部	027-320-1100	
			027-320-1777	
2	同上	総務部	同上	
			同上	
3	夜間	総務部	090-2162-8333	
			0422-33-4472	

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 その他、連絡事項等がありましたら記入願います。

()

担当：総務部

電話：027-320-1100

FAX：027-320-1777

8-12 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (株)クスリのサンロード)

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）と(株)クスリのサンロード（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法等)

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあつては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。

3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

(物資の集積場所及び引渡し)

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(物資の価格、支払い)

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

(保有品目等の報告)

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の保有品目、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）に報告するものとする。

(細目協定)

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、

担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成22年12月10日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月15日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 甲府市後屋町452

(株)クスリのサンロード

代表取締役社長

資料編

別紙3 物資の保有品目等報告書

平成 年 月 日

富士山火山防災協議会事務局
 富士吉田市安全対策課 御中

(株) クスリのサンロード
 代表取締役社長

災害救助に必要な物資の保有品目等について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有品目等を次のとおり報告します。

1 調達可能品目

品名	保有の有無	品名	保有の有無
おにぎり		生理用品	
弁当		石鹸	
パン		洗剤	
缶詰		ティッシュペーパー	
飲料(水)		トイレットペーパー	
牛乳		やかん	
粉ミルク		バケツ	
カップ麺		ポリ袋	
カップみそ汁		皿(紙製)	
レトルト食品		紙コップ	
米穀		丼(紙製)	
野菜		はし	
果実		スプーン	
食肉		哺乳ビン	
魚類		使い捨てライター	
漬物		懐中電灯	
佃煮		乾電池	
味噌		運動靴	
醤油		ビニールシート	
塩		携帯用ガスコンロ	
毛布		携帯用ガスボンベ	
テント		風邪薬	○
シャツ		胃腸薬	○
下着類		傷薬	○
作業着		包帯	○
タオル		ガーゼ	○
軍手		その他	
サラシ			
雨具			
紙おむつ			
おもつカバー			

注：協定書第7条による報告は、4月1日現在の店頭在庫を含む保有品目を記入する。

2 市町村への搬入方法(いずれかに○をつける)

- (1) 市町村指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。
搬送方法 (自社車両 ・ 当社契約運送会社車両)

(2) 搬送不可のため、当社指定場所にて、市町村に引き渡す。

3 発災時の当社の連絡先 (普通の場合を考慮し、3ケースを記入する。)

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時連絡先)	甲府市後屋 町452	総務部	055-243-1550	
		総務部長	055-243-155 1	
2	同上	総務部	055-243-1550	
		総務部長	055-243-155 1	
3	南都留郡忍野村 忍草	忍野店	0555-84-8136	
		店長	0555-84-8136	

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 その他、連絡事項等がありましたら記入願います。

()

担当：総務部長

電話：055-243-1550

FAX：055-243-155 1

8-13 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 （（株）ケーヨー）

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）と（株）ケーヨー（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（1）甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。

3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

（保有品目等の報告）

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の保有品目、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）に報告するものとする。

（細目協定）

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、

担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成22年12月21日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月21日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 千葉市若葉区みつわ台1-28-1

(株) ケーヨー

代表取締役社長

資料編

別紙3 物資の保有品目等報告書

平成22年12月21日

富士山火山防災協議会事務局
 富士吉田市安全対策課 御中

(株) クスリのサンロード
 代表取締役社長

災害救助に必要な物資の保有品目等について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有品目等を次のとおり報告します。

1 調達可能品目

品名	保有の有無	品名	保有の有無
おにぎり		生理用品	有
弁当		石鹸	有
パン		洗剤	有
缶詰		ティッシュペーパー	有
飲料(水)	有	トイレットペーパー	有
牛乳		やかん	有
粉ミルク		バケツ	有
カップ麺		ポリ袋	有
カップみそ汁		皿(紙製)	有
レトルト食品		紙コップ	有
米穀		丼(紙製)	有
野菜		はし	有
果実		スプーン	有
食肉		哺乳ビン	有
魚類		使い捨てライター	有
漬物		懐中電灯	有
佃煮		乾電池	有
味噌		運動靴	有
醤油		ビニールシート	有
塩		携帯用ガスコンロ	有
毛布	有	携帯用ガスボンベ	有
テント	有	風邪薬	有
シャツ	有	胃腸薬	有
下着類	有	傷薬	有
作業着	有	包帯	有
タオル	有	ガーゼ	有
軍手	有	その他	有
サラシ			
雨具	有		
紙おむつ	有		
おもつカバー	有		

注：協定書第7条による報告は、4月1日現在の店頭在庫を含む保有品目を記入する。

2 市町村への搬入方法（いずれかに○をつける）

(1) 市町村指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

(2) 搬送不可のため、当社指定場所にて、市町村に引き渡す。

3 発災時の当社の連絡先（普通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所在地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時連絡先)	千葉県若葉区み つわ台1-28-1 (株) ケーヨー	総務部	043-255-1111	soumu2@keiyo.co.jp
		総務部長	043-253-5951	
2	同上	店舗運營業務部	043-256-8811	tenun@keiyo.co.jp
		マネジャー	043-255-1124	
3	山梨県富士吉田 市下吉田2324-3	富士吉田店	0555-8304-0160	
		店長	0555-30-0190	

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 その他、連絡事項等がありましたら記入願います。

()

担当：店舗運營業務部

マネジャー

電話：043-256-8811

FAX：043-255-1124

8-14 災害時における生活物資の調達、供給等に関する覚書 (西桂町商工会)

(趣旨)

第1条 この覚書は、西桂町内における地震、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、西桂町（以下「甲」という。）と西桂町商工会（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の町民生活の早期安定を図るために、食料及び生活必需物資（以下「物資」という。）の調達、供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害等により、応急対策上、物資の供給を必要とするときは、乙を通じて加盟する業者より保有する物資の供給協力を要請するものとする。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(物資供給の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、医薬品、衣料、日用品等又はこれらに類する物資
- (2) その他甲が指定する物資

(物資供給の要請手続等)

第5条 第2条の規定による要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(物資の運搬)

第6条 物資の運搬は、甲乙又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(物資の引き取り)

第7条 物資の引渡し場所等は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が物資を確認の上、引き取るものとする。

(対価及び費用)

第8条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に基づく適正な事務執行のため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲にあつては西桂町総務課長、乙にあつては西桂町商工会事務局責任者とする。

(協力及び支援体制の整備)

第10条 乙は、乙の会員間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第11条 甲は、災害時に町民への物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して町民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(応急生活物資の安定供給)

第12条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰等の防止を図るとともに、町民生活の早期安定に寄与するよう町民に対する応急生活物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(協議)

第13条 災害時において、物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この覚書に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(その他必要な支援)

第15条 この覚書に定める事項のほか、応急生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(法令の遵守)

第16条 この覚書の施行に当たっては、関係する法令を遵守するものとする。

(覚書の期間)

第17条 覚書の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(雑則)

第18条 この覚書の実施に際して疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 9 月 5 日

甲 西桂町小沼 1 5 0 1 番地 1
西桂町
町 長

乙 西桂町小沼 1 5 9 3 番地 1
西桂町商工会
会 長

8-15 災害時における協力に関する協定書 (（一社）全日本冠婚葬祭互助協会)

富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村（以下各々を「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（「以下災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

また、甲は要請に際し各市町村間で連絡を密にするものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の業務の提供
- (2) 遺体の安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- (5) 甲が設置した避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所

資料編

- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適切な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災主管課長の職にあたる者を、乙にあつては全日本冠婚葬祭互助協会東京ブロック富士吉田地区本部長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成26年3月31日までとする。ただ

し、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年10月31日

甲 山梨県富士吉田市下吉田1842
富士吉田市長

山梨県南津府郡西桂町1501-1
西桂町長

山梨県南津府郡忍野村忍草1514
忍野村長

山梨県南都留郡山中湖村237-1
山中湖村長

山梨県南津府郡富士河口湖町船津1700
富士河口湖町長

山梨県南都留郡鳴沢村1575
鳴沢村長

乙 東京都港区新橋1丁目18番地16号
日本生命新橋ビル9階
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会 長

8-16 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書（山梨県土地家屋調査士会・（公社）山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

西桂町（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・（公社）山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

第1条 甲は、西桂町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の調整を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

（1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、西桂町内の家屋を調査すること。

（2）甲が発行する「り災証明」について、町民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を習得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成25年3月11日

甲 南都留郡西桂町1501番地 1
西桂町長

乙 山梨県甲府市国母 8 丁目13番地30号
山梨県土地家屋調査士会

公益社団法人
山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

資料編

第1号様式

年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

<自治体名 首長名>

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定第3条規定に基づき、次のとおり協力方を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

第2号様式

年 月 日

<自治体名 首長名> 様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 印

災 害 時 要 請 業 務 実 施 報 告 書

災害時における協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

9 条例等関係

9-1 西桂町防災会議条例

〔昭和38年3月20日
西桂町条例第6号〕

改正

平成7年9月27日条例第11号

平成12年3月24日条例第3号

平成24年12月14日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、西桂町防災会議の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西桂町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて西桂町の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 西桂町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 西桂町の教育委員会の教育長
 - (5) 西桂町消防団長
 - (6) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 山梨県知事が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (8) 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部消防長又はその指名する職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とす

る。

8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識、経験のあるもののうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及びその専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年9月27日西桂町条例第11号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日西桂町条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月14日西桂町条例第19号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

9-2 西桂町災害対策本部条例

昭和38年3月20日
西桂町条例第7号

改正

平成8年3月22日条例第1号

平成24年12月14日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき西桂町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日西桂町条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月14日西桂町条例第19号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

9-3 西桂町災害対策本部活動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西桂町災害対策本部条例（昭和38年3月20日西桂町条例第7号）第5条の規定に基づき、西桂町災害対策本部（以下「本部」という。）の活動に関する事項を定めるものとする。

(活動の開始及び終了の時期)

第2条 本部長は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがあると認められるときは、本部の活動を開始するものとする。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められる場合、または災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに、活動を終了する。

(副本部長)

第3条 副本部長は、総務課長もってあてる。

(本部員)

第4条 本部員は、本部長の定めるものをもってあてる。

(部、班及び分掌事務)

第5条 本部に、部及び班を置き、その名称並びに分掌事務は、次のとおりとし、部長及び班長は分掌に定める者をもってあてる。

(部長会議)

第6条 部長会議は部長をもって構成する。

2 部長会議は、本部長が招集する。

(連絡班長会議)

第7条 本部に各班の連絡調整のため、連絡班長会議を置く。

2 連絡班長会議は、それぞれの部長が1名ずつ指名した班長をもって構成する。

3 連絡班長会議は、事務局長が招集する。

(本部の配備の基準等)

第8条 本部の配備の基準は別表のとおりとする。ただし公安部は、警察署長の定めるところによる。

2 各部長（公安部長は除く。）は、前項の配備基準により、分掌事務について、あらかじめ配備計画をたて、これを部長に周知徹底するとともに、この編成計画表を本部長に提出するものとする。編成表を修正した場合も同様とする。

(第1配備下の活動)

第9条 第1配備下における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 連絡班長は、本部室に参集し、相互に情報を交換し、情勢に対応する措置を検討する。

(2) 各班長は、情勢または連絡に即応して、随時所属職員に対し、必要な指示を行う。

(第2配備下の活動)

第10条 第2配備下における活動の要領はおおむね次のとおりとする。

(1) 本部員は、本部に参集し、情勢に対応する措置を講ずる。

(2) 配備につく職員の人数は、状況により、各部長において増減する。

(第3配備発令後の活動)

第11条 第3配備が発令された後は、各部長は、災害対策活動に全力を集中するものとする。

資料編

(非常参集)

第12条 災害対策に関係ある部及び班の職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属の部又は班と連絡をとり、必要がある場合は、所定の場所に参集するものとする。

(連絡員)

第13条 各部は、連絡員1名を、第2及び第3配備体制が発令されたときに、所定の場所に常駐させ、本部との連絡にあたらせるものとする。

(被害報告)

第14条 関係ある班長は、西桂町地域防災計画の被害状況等報告計画に定めるところにより、被害状況等を報告するものとする。

(事務局)

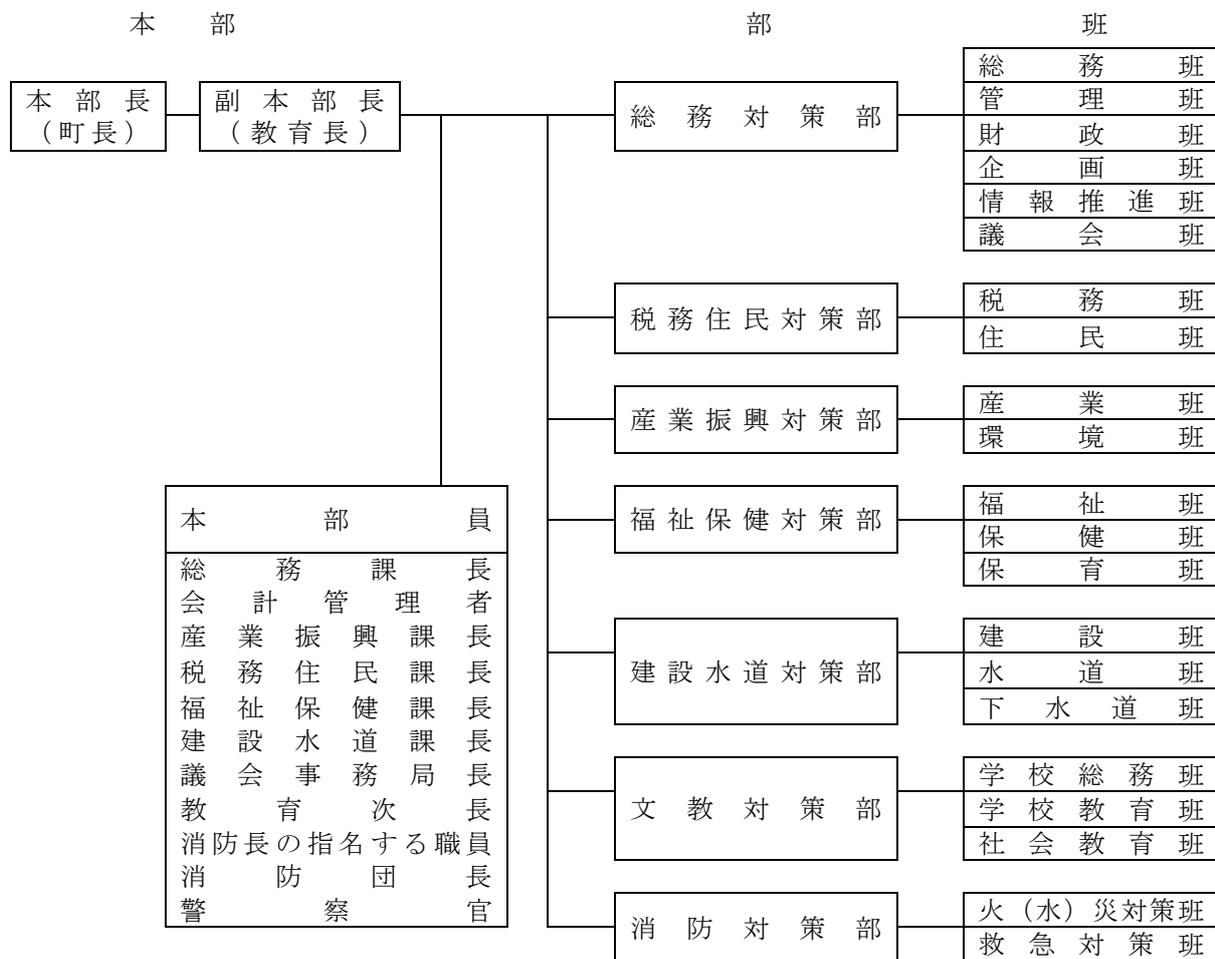
第15条 本部の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

- 2 事務局に局長、局員を置く。
- 3 局長は、総務課長をもってあてる。
- 4 局員は、本部長が任命する。

(その他)

第16条 本部長及びその他の職員は、災害活動に従事する場合において、必要あるときは、別に規定がある場合のほかは、別記様式第1による腕章を帯用し、自動車に別記様式第2による標旗を使用するものとする。

別記組織図（第3条関係）



別表第1（第5条関係）

西桂町災害対策本部員

本部員		
総務課長	会計管理者	産業振興課長
税務住民課長	福祉保健課長	建設水道課長
議会事務局長	教育次長	消防長の指名する職員
消防団長	警察官	

別表第2（第6条関係）

事務分掌表

部名	班名	分掌事務
総務対策部	総務班	1 部内の連絡調整に関すること
		2 本部の庶務に関すること
		3 本部会議に関すること
		4 防災会議、その他関係機関団体との連絡等に関すること
		5 警報等の伝達及び災害広報に関すること
		6 災害情報の収集及び伝達報告に関すること
		7 被害状況の収集集計、報告に関すること
		8 災害応急対策の取りまとめ伝達報告に関すること
		9 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること
		10 消防団に関すること
		11 関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること
		12 自衛隊の災害派遣要請に関すること
		13 災害時の輸送に関すること
		14 災害関係文書の受理配布、管理に関すること
		15 本部各部の連絡調整に関すること
		16 その他本部の事務に必要な施設の整備に関すること
		17 災害視察者、見舞者に対する応接に関すること
		18 国・県に対する陳情に関すること
		19 災害対策用賃金職員等の雇上げに関すること
		20 職員の公務災害に関すること
		21 報道機関に対する記者会見等の対応に関すること
		22 災害現場記録の収集、保管に関すること
		23 他部班への応援に関すること
総務対策部	管理班	1 庁内の整備及び庁内停電時の対策に関すること
		2 町有施設の災害対策に関すること
		3 公有財産の被害状況調査に関すること
		4 応急対策に要する物品資機材等の調達に関すること
		5 町有車両の集中管理、配車、緊急調達など緊急輸送に関すること
		6 緊急通行（輸送）車両の確認申請等に関すること
		7 他部班への応援に関すること
総務対策部	財政班	1 災害対策の予算及び資金に関すること
		2 災害応急活動費の経理に関すること
		3 他部班への応援に関すること
総務対策部	企画班	1 災害要望書作成配布に関すること
		2 災害復興本部の設置に関すること
		3 他部班への応援に関すること
総務対策部	情報推進班	1 O A機器の点検、安全確保対策に関すること
		2 町ホームページによる各種災害情報等の提供に関すること
		3 他部班への応援に関すること
総務対策部	議会班	1 町議会との連絡調整に関すること
		2 他部班への協力に関すること

部名	班名	分掌事務
税務住民対策部	税 務 班	1 部内の連絡調整に関すること 2 救援物資の受付、仕分け等に関すること 3 物資の配布等の応援に関すること 4 土地・家屋の被害調査に関すること 5 被災家屋台帳の作成に関すること 6 被災者生活再建支援法の適用申請に関すること 7 被災住民への税関係の相談に関すること 8 被災者生活再建支援法の適用申請に関すること 9 町民税、国民健康保険税、固定資産税の減免措置に関すること 10 他部班への応援に関すること
	住 民 班	1 来庁者の安全確保対策に関すること 2 行方不明者相談窓口の設置に関すること 3 被災町民の調査に関すること 4 被災者台帳の作成に関すること 5 被災住民等への災害相談に関すること 6 埋火葬許可証の発行に関すること 7 罹災証明書の発行に関すること
産業振興対策部	産 業 班	1 部内の連絡調整に関すること 2 災害用木材の払下げに関すること 3 農林水産物及び農林水産業施設の被害調査、応急対策に関すること 4 被災農林業者への災害資金貸付等の相談に関すること 5 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 6 商工業の被害調査及び応急対策に関すること 7 緊急食料の調達、配布に関すること 8 生活必需品の調達、配布に関すること 9 観光客等の滞留旅客の安全確保対策に関すること 10 商工業者、中小企業者への災害資金貸付等の相談に関すること 11 農林水産業関係機関・団体との連絡調整に関すること 12 農林関係の治山・治水対策に関すること 13 被害農家の営農指導に関すること 14 貯水、流木の災害対策に関すること 15 他部班への応援に関すること
	環 境 班	1 災害時の防疫、清掃に関すること 2 被災地及び避難所の防疫に関すること 3 遺体の埋火葬に関すること 4 死亡獣畜の処理に関すること 5 ごみ、し尿の収集及び処理に関すること 6 廃棄物の収集・処理計画の作成に関すること 7 富士吉田市環境美化センターとの連絡に関すること 8 災害時におけるペットの保護対策に関すること 9 他部班への応援に関すること

部名	班名	分掌事務
福祉保健対策部	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること 2 災害救助に関すること 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 災害に関した失業者の対策に関すること 5 所管施設の被害調査、応急復旧対策に関すること 6 避難所の開設、運営に関すること 7 町社会福祉協議会との連絡調整に関すること 8 日本赤十字社との連絡に関すること 9 防災ボランティアの受付に関すること 10 社会福祉団体への協力要請に関すること 11 災害救助法の適用申請に関すること 12 災害弔慰金の支給等に関すること 13 避難行動要支援者の安否確認、支援対策に関すること 14 日常生活用具、補装具等の調達に関すること 15 入所施設の確保、搬送等に関すること 16 福祉避難所の開設等に関すること 17 部内他班への応援に関すること
	保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療、助産に関すること 2 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 病院対策部との連絡に関すること 4 町内外医療機関との連絡に関すること 5 医師会への医療救護班の派遣要請に関すること 6 富士・東部保健所への協力依頼等の連絡に関すること 7 避難者等の健康相談に関すること 8 被災地等の食品衛生に関すること 9 他部班への応援に関すること
	保育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育児童の安全確保対策、安全確認に関すること 2 保育所の被害調査、応急復旧に関すること 3 避難所の開設等の協力に関すること 4 応急保育に関すること 5 他部班への応援に関すること
建設水道対策部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 公共土木施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 3 都市施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 4 建築物の被害調査及び応急復旧対策に関すること 5 被害住宅復興資金に関すること 6 水防活動に関すること 7 土砂災害等危険箇所の被害調査、応急対策に関すること 8 町営住宅の被害調査、応急復旧対策に関すること 9 被災住宅の応急危険度判定に関すること 10 応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理に関すること 11 被災宅地の危険度判定に関すること 12 建設業者、土木業者等への応急復旧作業等の協力要請に関すること 13 災害復興都市計画の作成に関すること 14 緊急輸送道路の確保に関すること 15 道路、住宅関係障害物の除去に関すること 16 他部班への応援に関すること

部名	班名	分掌事務
	水道班	1 簡易水道施設の被害調査、応急対策に関すること 2 上水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること 3 応急給水に関すること 4 応急復旧資機材等の確保に関すること 5 水質管理に関すること 6 水道関係の広報に関すること 7 簡易水道施設の応急復旧計画の作成に関すること 8 富士北麓地域広域水道企業団との連絡に関すること 9 水道工事指定店への応急復旧対策の協力要請に関すること 10 他部班への応援に関すること
	下水道班	1 下水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること 2 桂川流域下水道桂川清流センターとの連絡に関すること 3 下水道施設の応急復旧計画の作成に関すること 4 下水道施設の被害調査、応急復旧対策に関すること 5 下水道排水設備指定工事店への応急復旧対策の協力要請に関すること 6 仮設トイレの設置に関すること 7 他部班への応援に関すること
文教対策部	教育総務班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 学校教育施設の被害調査、災害応急対策に関すること 3 避難所の開設等の協力に関すること 4 他部班への応援に関すること
	学校教育班	1 児童・生徒の安全確保対策、安否確認に関すること 2 県教育委員会への学校教育関係の被害報告に関すること 3 応急教育の実施に関すること 4 被災児童・生徒への教科書、学用品の給与に関すること。 5 災害時の学校給食に関すること 6 教育関係義援金品の受付に関すること 7 文教対策部内の連絡調整に関すること 8 他部班への応援に関すること
	社会教育班	1 施設利用者の安全確保対策に関すること 2 社会教育施設の被害調査、災害応急対策に関すること 3 文化財の被害調査、災害応急対策に関すること 4 避難所の開設等の協力に関すること 5 他部班への応援に関すること
出納対策部	出納班	1 災害経費の出納に関すること 2 義援金、見舞金の受付、保管に関すること 3 他部班への応援に関すること
消防団		1 消防及び水防活動に関すること 2 住民への避難勧告・指示等の伝達に関すること 3 避難誘導に関すること 4 被災者の救助活動に関すること 5 行方不明者及び遺体の捜索に関すること 6 他部班への応援に関すること

資料編

別表第3 (第9条関係)

様式第1号 (第17条関係)

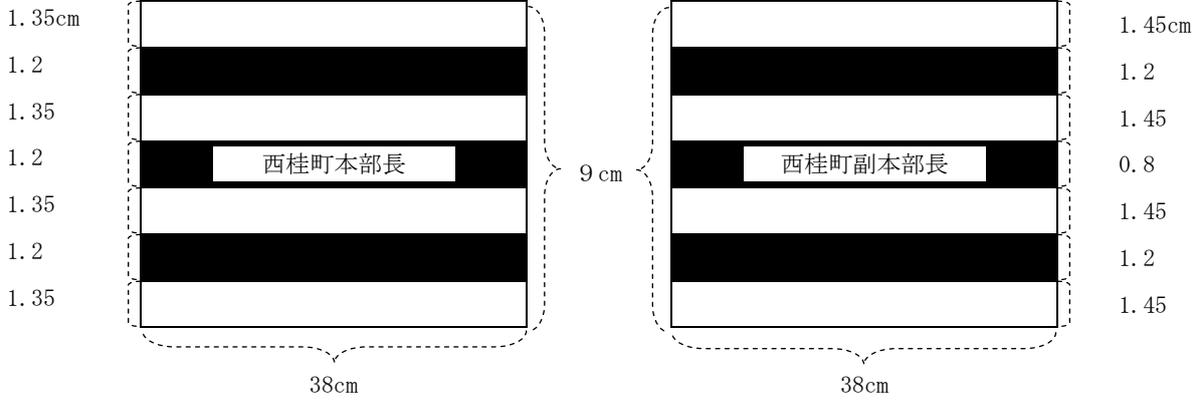
腕

章

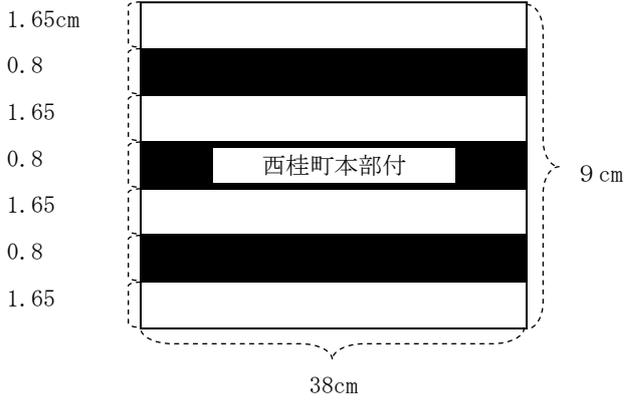
(腕章の横線は赤色とする。)

本部長用

副本部長用

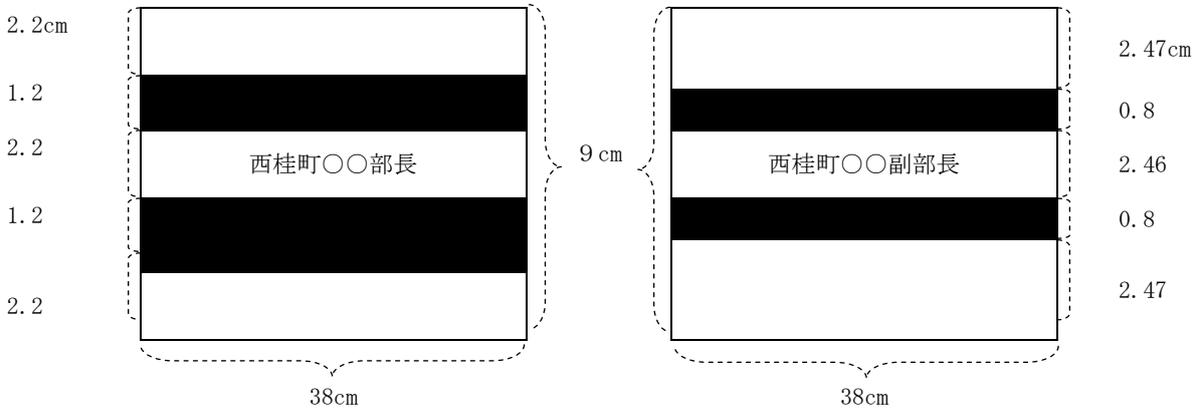


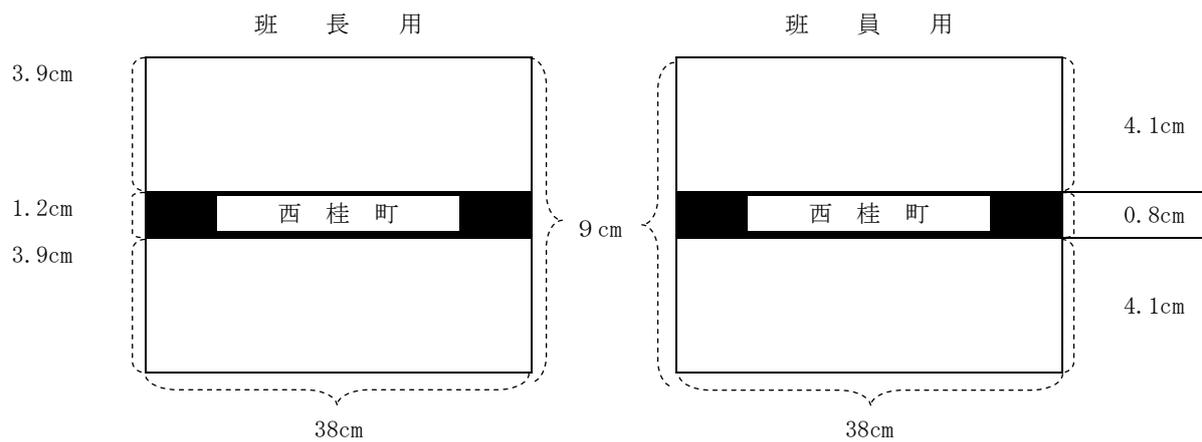
本部付用



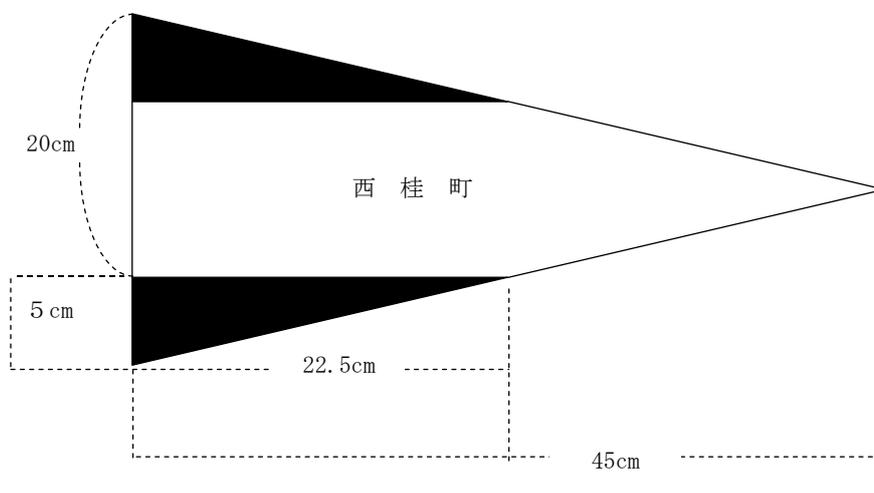
部長用

副部長用





様式第2号 (第17条関係)



9-4 西桂町地震災害警戒本部条例

昭和54年9月14日
西桂町条例第13号

改正 平成7年9月27日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、西桂町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察官のうちから町長が委嘱する者

(2) 西桂町教育委員会の教育長

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 西桂町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(5) 富士五湖広域行政事務組合消防本部の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから町長が委嘱する者

(6) 西桂町消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、西桂町の職員のうちから、町長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらあじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年9月27日西桂町条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

9-5 山梨県消防特別救助隊設置・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条及び同第24条の3並びに山梨県常備消防相互応援協定の規定に基づき、県内または近県に救助を要する大災害が発生した場合に出動し、迅速かつ確かな活動を行うため山梨県消防特別救助隊を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(救助隊の任務)

第2条 この救助隊は、被災地において大災害により生命、身体に危険が及んでいる者を救助し、安全な場所へ救出すること等を任務とする。

(隊員の任命)

第3条 隊員は、各消防本部消防長が所属の救助隊員のなかから、その規模に応じて任命するものとする。

(隊の構成)

第4条 救助隊の構成は、統轄者、隊長、副隊長、班長及び隊員とし、総勢160名以内とする。

統轄者は、山梨県消防長会会長とし、隊長は受援地の現地最高責任者となる消防長または消防署長とする。副隊長、班長は隊員のなかから統轄者が指名する。

(隊の編成)

第5条 救助隊は、統轄者及び隊長を除き、各消防本部毎に隊員5名をもって1班とし、別表のとおり30班をもって編成する。

(出動要請)

第6条 受援組合等の長または山梨県知事は、災害の発生場所及び災害の規模等を考慮し、統轄者と協議のうえ応援組合等の長に出動要請を行うものとする。

(訓練)

第7条 出動時に備え、隊員は各所属において訓練を行うとともに、全隊員による研修及び特別訓練を年1回以上実施するものとする。

(機械器具等の整備)

第8条 救助隊出動時に必要となる機械器具等については、消防長会で検討し、各消防本部において計画的に整備することとし、あらかじめ登録しておくものとする。

(実施細目及び疑義の協議)

第9条 この規程の実施について必要な事項、または、疑義が生じたときは消防長会において協議し決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この規程を証するため、本規程10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

資料編

別表

ブロック	消 防 本 部 名	特 別 救 助 隊	
		隊 員 数 (人)	班 数 (班)
甲 府	甲 府 地 区 消 防 本 部	50	10
東 山 東 八 峡 南	東 山 梨 消 防 本 部	10	2
	東 八 消 防 本 部	10	2
	峡 南 消 防 本 部	10	2
峡 北 峡 西	峡 北 消 防 本 部	10	2
	峡 西 消 防 本 部	10	2
富 士 五 湖 都 留 大 月 上 野 原	富 士 五 湖 消 防 本 部	20	4
	都 留 消 防 本 部	10	2
	大 月 消 防 本 部	10	2
	上 野 原 消 防 本 部	10	2
計		150	30

甲府地区広域行政事務組合消防本部 消防長
 都 留 市 消 防 本 部 消防長
 富士五湖消防組合消防本部 消防長
 大 月 市 消 防 本 部 消防長
 峡北広域行政事務組合消防本部 消防長
 東八代広域行政事務組合東八消防本部 消防長
 峡南広域行政組合消防本部 消防長
 東山梨消防組合消防本部 消防長
 上野原町消防本部 消防長
 峡西消防組合消防本部 消防長

9-6 山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成26年4月1日規則第30号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

- ア 避難所に収容することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。
- ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり310円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（(2)のエにおいて以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。
- エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額を前項の額に加算する。
- オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

- ア 応急仮設住宅に収容することができる者は、住家が全滅、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。
 - イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,530,000円以内とする。
 - ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。
 - エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。
 - オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに工事を完成しなければならない。
 - カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
 - キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。
- #### 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (1) 炊き出しその他による食品の給与
 - ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事ので

資料編

きない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。(3)のイ及び8の(1)において同じ。）、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食品

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することのできる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	世帯区分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
冬季	10月から3月まで	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	世帯区分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円
冬季	10月から3月まで	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

- (4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このア及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行なう。

（ア）診療

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行なう。

イ 助産は、次の範囲内において行なう。

（ア）分べんの介助

（イ）分べん前及び分べん後の処置

（ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合には、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とすること。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

(2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理を

資料編

することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費	1件当たり	30,000円
イ 就職支度金	1件当たり	15,000円
- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間	2年以内
イ 利子	無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。(3)において同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。）に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 教科書
イ 文房具
ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代
(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第131号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
イ 文房具費及び通学用品費
(ア) 小学校児童 1人当たり4,100円
(イ) 中学校生徒 1人当たり4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材等の現物をもって、次の範囲内において行う。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、一体当たり大人206,000円以内(死亡時において12歳未満であつた者にあつては、164,800円以内)とする。

(4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,200円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な

資料編

機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,800円
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり 14,900円
- ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,300円
- エ 救急救命士 1人1日当たり 15,000円
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,000円
- カ 大工 1人1日当たり 23,500円
- キ 左官 1人1日当たり 23,000円
- ク とび職 1人1日当たり 21,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

10 様式関係

10-1 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く。 消防庁受信者氏名 _____

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a		
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人					
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

事故名 { 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2. 危険物に係る事故
3. 原子力施設等に係る事故
4. その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種〕 第二種、その他				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()	物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()					
施設の概要		危険物施設の 区 分				
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)			
消防防災活動 状況及び救 急・救助活動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			海 上 保 安 庁		人	
	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人		
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害害別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計	重症	人(人)	
		中等症	人(人)	
	不明	軽症	人(人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
救急・救助活動の状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料編

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____（第 _____ 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 （消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

（注） 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都 道 府 県			区 分			被 害			
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没		ha			
	第 報			冠 水		ha			
	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没		ha		
					冠 水		ha		
報 告 者 名			そ の 他	文 教 施 設		箇所			
				病 院		箇所			
区 分				道 路		箇所			
人 的 被 害	死 者 人			橋 り よ う		箇所			
	行 方 不 明 者 人			河 川		箇所			
	負 傷 者	重 傷 人		港 湾		箇所			
		軽 傷 人		砂 防		箇所			
住 家 被 害	全 壊			棟	清 掃 施 設		箇所		
	世帯			崖 く ず れ		箇所			
	人			鉄 道 不 通		箇所			
	半 壊	棟		被 害 船 舶		隻			
		世帯		水 道		戸			
		人		電 話		回線			
	一 般 破 損	棟		電 気		戸			
		世帯		ガ ス		戸			
		人		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			
	床 上 浸 水	棟							
		世帯		罹 災 世 帯 数		世帯			
		人		罹 災 者 数		人			
床 下 浸 水	棟								
	世帯		火 災 発 生						
	人		建 物		件				
非 住 家	公 共 建 物		危 険 物		件				
	そ の 他		そ の 他		件				

資料編

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	千円						
そ の 他	農 業 被 害	千円	災適用市町村助村法名				
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円			計	団体	
					消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
					消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
備 考	災害の種類概況						
	応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 						

※被害額は省略することができるものとする。

10-2 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災 害

報 告

都道府県	山 梨 県			区	分	番号	被 害
災 害 者	年 月 日 第 報			そ	田	流出・埋没	ha 22
年 月 日	確 定				畑	冠 水	ha 23
					畑	流出・埋没	ha 24
報告者名					畑	冠 水	ha 25
					文 教 施 設	箇所	26
区	分	番号	被 害	病 院	箇所	27	
人的被害	死 者	人	1	道 路	箇所	28	
	行 方 不 明	人	2	橋 梁	箇所	29	
	負 傷 者	重 傷	人	3	河 川	箇所	30
		軽 傷	人	4	港 湾	箇所	31
住 家 被 害	全 壊	棟	5	の	砂 防	箇所	32
		世帯	6	他	清 掃 施 設	箇所	33
		人	7		崖 崩 れ	箇所	34
	半 壊	棟	8		鉄 道 不 通	箇所	35
		世帯	9		被 害 船 舶 隻	36	
		人	10		水 道 戸	37	
	一 部 破 損	棟	11		電 話 回 線	38	
		世帯	12		電 気 戸	39	
		人	13		ガ ス 戸	40	
	床 上 浸 水	棟	14		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	41
		世帯	15		社 会 福 祉 施 設 戸	42	
		人	16		ガ ー ド レ ー ル	箇所	43
床 下 浸 水	棟	17	罹 災 世 帯 数		世帯	44	
	世帯	18	罹 災 者 数	人	45		
	人	19	建 物 件	46			
非 住 家	公 共 建 物	棟	20	危 険 物 件	47		
	そ の 他	棟	21	そ の 他 件	48		

区	分	番号	被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称		
公 共 文 教 施 設	千 円	49			設 置	年 月 日 時	
農 林 水 産 業 施 設	千 円	50			解 散	年 月 日 時	
公 共 土 木 施 設	千 円	51		災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村 名 災 害 救 助 法			
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円	52					
小 計	千 円	53					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体	54					
そ の 他	農 産 被 害	千 円	55				計 団 体
	林 産 被 害	千 円	56				
	畜 産 被 害	千 円	57				
	水 産 被 害	千 円	58				
	商 工 被 害	千 円	59				
そ の 他	千 円	60					計 団 体
被 害 総 額	千 円	61		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
				消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）							

10-3 県指定に基づく被害報告様式

市町村被害状況票		市 町 村 名		
集 計 時 日 時	月 日 時 分 現在	市 町 村 担 当 者 名		
受 信 番 号 (企画振興部)		受信者(企画振興部)		
受 信 時 日 時	月 日 時 分	受 信 方 法	電話 FAX その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数
4 被害概況				
5 道路				
6 橋梁				
7 河川				
8 崖崩れ				
9 電話				
10 電気				
11 ガス				
12 水道				
13 鉄道				
14 バス				
15 避難所				
16 ヘリ関係				
17 教育				
18 農業				
19 応急対策				
20 その他				
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他			
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)				
連絡先(住所等)		電話		担当者
22 避難状況	①避難準備情報 ②勧告 ③指示 ④自主			
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他(部 課)		受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時 分

※ 市町村 → 地方連絡本部(地域県民センター) → 災害対策本部情報収集班

(様式3-4-5)

市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市 町 村 名	
集 計 点 時	月 日 時 分 現在	市 町 村 担 当 者 名	
受信番号 (企画振興部)		受信者 (地域県民センター)	
受 信 時 日	月 日 時 分	受 信 方 法	電話 FAX その他
災害対策本部設置	設 置	平成 年 月 日 時 分	
	解 散	平成 年 月 日 時 分	
	設置場所	電話	F A X
職 員 参 集 状 況		人	

※ 市町村 → 地方連絡本部（集計） → 災害対策本部情報収集班

10-5 「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式

(様式4-3-1)

市町村職員参集状況

市町村名 _____

担当者名 _____

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 東海地震注意情報発表後時点
- ・ 東海地震注意情報発表後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※ 市町村 → 地方連絡本部 (富士・東部地域県民センター)

(様式4-6-1)

地震防災応急対策実施等状況票

(第 報)

市 町 村 名 地 域 振 興 局 名		報 告 日 時	平 成 年 月 日 時 分
実施(集計)時点	東海地震注意情報 発表以後	実 施 (集計) 日 時	平 成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 その他			

※ 市町村本部→地方連絡本部→地震災害警戒本部情報収集班 報告者

電話

F A X

様式 3

市 町 村 名	救助活動の種類別実施状況			保 健 福 祉 事 務 所 名		
				報 告 年 月 日 ・ 時 刻		平 成 年 月 日 時 分
救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等			救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等	
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所)			(5) 死体の搜索	①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時	
	②避難者数 (世帯 人)				②搜索対象	
(2) 炊き出しその他 食品の給与	③避難所別の内訳			(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	③搜索地域	
	(/ 世帯 人)				④搜索方法 (具体的)	
	(/ 世帯 人)			①処理月日 月 日 時～ 月 日 時		
	(/ 世帯 人)			②処理件数 大人 (12歳以上) 体		
	(/ 世帯 人)			子供 (12歳未満) 体		
	(/ 世帯 人)			③検 案 者		
	(/ 世帯 人)			④安置場所 () 体		
(3) 飲料水の供給	① 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時	
	② 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				②埋葬者数 人	
	③ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時	
	④ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				②支給状況 中学生 人	
	⑤ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				小学生 人	
	⑥ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	
	⑦ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				②作業箇所 箇所	
給水車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延 L			③作業方法			
ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延 L			(9) 障害物の除去 (居室内の)	①修理月日 月 日 時～ 月 日 時		
ろ過器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延 L				②修理家屋 箇所		
(4) 災害を受けた者の救出	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時			(10) 家屋の応急修理	③修理方法	
	②地 区 名				①修理月日 月 日 時～ 月 日 時	
③救出人員 世帯 名			②修理家屋 箇所		③修理方法	
④救出方法 (具体的)						

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()

調査責任者職氏名

印

立会人職氏名

印

整理番号No.

年 月 日現在

世帯主氏名		住所					避難先						
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損					状況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備考	
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
小計													
被害にあった住家		棟 (自家、借家)			被害にあった非住家			棟 (自家、借家)					
食料、家財等の滅失状況		①食料			②炊事用具			③被服類		④寝具類		⑤その他	
課税の状況	非課税 ・ 均等割 ・ 所得割						調査責任者の意見						
世帯類型	被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子 (父子) ・ 要保護 ・ その他												
必要な救助	避難所 ・ 応急仮設住宅 ・ 炊き出し ・ 飲料水 ・ 被服寝具 ・ 医療 ・ 助産 ・ 救出 ・ 住宅応急修理 学用品 ・ 埋葬 ・ 死体捜索 ・ 死体処理 ・ 障害物除去 ・ 災害弔慰金等 ・ 災害援護資金 ・ その他 ()												

資料-127

資料編

様式5

救助の種目別物資受払状況

市町村名（ ）

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受 払	残	備 考

注1 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具・燃料・浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料、消耗品用などを記入し、区分する。

2 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。

3 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

4 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

5 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。なお、「備考」欄には払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式6

避難所設置及び収容状況

市町村名（ ）

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

注1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別を記入すること。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」に記入すること。

様式7

応急仮設住宅台帳

市町村名 ()

応急仮設住宅番号	世帯主名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工		竣工	入居	実支出額	備考
							月日	月日				
		人										
計	世帯											

- 注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 - 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 - 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 - 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別も明らかにすること。
 - 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式8

炊き出し給与状況

市町村名 ()

炊き出し場の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注) 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式 1 1

救 護 班 活 動 状 況

〇 〇 救護班
班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検 査 数	活動に伴い故 障、破損した器 具・器材の修繕 費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式 1 2

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診 療 期 間 月 日	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額 円	備 考
			入 院	通 院	入 院	通 院		
					点	点		
計	機関	人						

注 「診療区分」欄には該当するものに〇印を記入すること。

様式19

死体処理台帳

市町村名 ()

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理費			死体の 一 時 保存費	検 案 料	実 支 出 額
			氏 名	続 柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

資料-135

様式20

障害物の除去状況

市町村名 ()

住家被害程度区 分	氏 名	除去に要した 期 間	実 支 出 額	除去に要すべき状態の概要	備 考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼 床上浸水	世帯 世帯			

資料編

10-7 自衛隊災害派遣要請依頼文書様式

第 号

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

西桂町長



自衛隊災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部課係
	担当者名
	電話： 防災無線：
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼事由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設名称
現地連絡員	部 課 係、担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

山梨県防災危機管理課 TEL：055（22391432）FAX：055（223）1429

防災無線：（衛星系）200-2511

10－8 自衛隊災害派遣撤収依頼文書様式

平成 年 月 日
第 号

山梨県知事 殿

西桂町長



自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

10-9 消防防災航空隊出場要請書

第1号様式（4号関係）

直通電話 (0551) 20-3601

F A X (0551) 20-3603

1 要請団体	発信者				
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発生場所 目 標	(市・町・村) 目標				
5 発生日時	年	月	日	曜日	時 分頃
6 事故概要又は 災害概要					
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (m/s	気温 ℃ 警報・注意報)
8 必要資機材					
9 出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院
		要請側病院名			
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院
		搬送先病院名			
11 傷病者等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 重・中・軽	歳 男・女	
12 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名			
13 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
14 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数			機
15 要請日時	年	月	日	曜日	時 分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到着予定時間	年	月	日	曜日	時 分
3 活動予定時間	時間		分		
※その他の特記事項					
		受 信 者			

10-10 放送要請様式

- 甲 西桂町長
- 乙 日本放送協会甲府放送局長
株式会社 山梨放送社長
株式会社 テレビ山梨社長
株式会社 エフエム富士社長

放送要請について（放送局あて）			
殿			
年 月 日 西 桂 町 長			
災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。			
1 要請先 NHK・YBS・UTY・FM富士			
2 緊急警報信号の要否 要・否			
3 要請理由			
(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため			
(2) 災害時の混乱を防止するため			
(3)			
(4)			
4 放送希望日時			
(1) 直ちに			
(2) 月 日 時 分			
5 放送事項			
(1) 別紙のとおり			
受信者		発信者	

10-11 避難勧告等発令情報（放送事業者への放送提供）

(様式1)

避難勧告等発令情報

西 桂 町

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難準備情報（各市町村地域防災計画）
- 避難勧告（災害対策基本法第60条）
- 避難指示（災害対策基本法第60条）

2 発令日時 月 日 時 分

3 解除日時 月 日 時 分

4 対象地域

(およその世帯数)

5 指定避難場所

6 避難すべき理由

- 大雨による河川の氾濫の危険があるため
(河川名)
- 大雨による土砂災害の危険があるため
- 地震による土砂災害の危険があるため
- 地震による家屋崩壊の危険があるため
- その他 ()

市 町 村	発信者所属・氏名	
	電話	
	F A X	
県	確認者氏名	

10-12 災害救助用米穀の引渡要請書様式

様式1

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

西桂町長 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡場所	引渡方法	備考

資料編

別紙（２）

空中消火用資機材損傷等報告書

- 1 市 町 村 名
- 2 損 傷 等 日 時
- 3 資 機 材 名
- 4 数 量
- 5 損 傷 等 程 度
- 6 損 傷 等 原 因
- 7 そ の 他

10-14 緊急消防援助隊応援要請連絡

別記様式1-2

第	報
平成	年 月 日

山梨県知事 殿
消防庁長官

西桂町長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある舞台名に○をし、希望する部隊等を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒劇物等対応隊	
	救 助 部 隊			N災害対応隊	
	救 急 部 隊			B災害対応隊	
	航 空 部 隊			C災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に な し			密閉空間火災等対応隊	
その他の情報 (必要資機材、装備等)		特殊 装備 部隊	遠距離大量送水隊		
			その他の部隊		
連絡 責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
	西桂町				TEL — — FAX — —

10-15 相互応援協定に基づく応援出動要請

別記様式3

平成	年	月	日
午前・午後		時	分

応援出動要請

本部長 殿

消防本部消防庁
市町村長

による災害について、消防組織法第39条の相互応援協定に伴う応援を要請します。

(1)	災害種別	
(2)	災害発生日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
	災害発生場所	
	災害状況	
	人的・物的被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒壊家屋に要救助者多数あり。 ・ 事故車両に要救助者あり。 ・ 高層建物屋上に避難者あり。 ・ 同時多発火災により延焼拡大
(3)	応援要請日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
	応援部隊	救助隊 隊、救助隊 隊、消火 隊 特殊車 () 隊、その他 () 隊
	必要資機材	各出動隊の災害対応資機材
(4)	終結場所	
	終結時間	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
	必要無線波	全国共通波 (1・2・3波)・県内共通波
(5)	その他必要事項	

11 西桂町で想定される東海地震被害

第1 調査の前提

1 目的

平成12年に中央防災会議（内閣府）から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は東海地震被害調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」にまとめ、公表した。

ここでは、本町の地震防災対策に資する基礎資料とするために、本町に関係する部分を引用した。

2 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D1」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第2 想定結果

1 地震動・液状化

地震動については、町のほぼ全域で震度5強、一部地区で震度6弱が想定されている。液状化危険度については、ごく一部の地域で危険度（極小）とされている。

2 斜面崩壊

(1) 斜面崩壊危険箇所

本町の危険箇所のうち1箇所が「危険性が高い」、5箇所が「危険性がある」、4箇所が「危険性が低い」と想定されている。

	ランクA (危険性が高い)	ランクB (危険性がある)	ランクC (危険性が低い)	計
急傾斜地崩壊危険箇所	1箇所	5箇所	4箇所	10箇所

(2) 斜面崩壊による人的被害

急傾斜地崩壊危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊1棟、半壊3棟と想定されている。

全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
1	3

(3) 全箇所に対策工が施された場合の対策効果

急傾斜地崩壊危険箇所の全箇所において対策工が施された場合、斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は0棟にまで減少し、対策前と比べて被害低減効果を示している。

全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)
0	0

3 建物被害

本町では、液状化の危険性が指摘されているものの、地震動がおおむね震度5強と大きく想定されているため、建物被害のほとんどは揺れそのものに伴うものである。また被災した建物の大半が木造建築となっている。

(1) 揺れ・液状化による被害棟数

建物区分	棟数 (棟)						被災率 (%)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	2	0	0	1	0	3	0.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2
半壊	78	0	2	2	2	84	4.7	0.0	1.7	1.7	8.0	4.3
大破	1	0	0	0	0	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
中破	2	0	0	1	0	3	0.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2

(2) 揺れによる被害棟数

建物区分	棟数 (棟)						被災率 (%)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	2	0	0	1	0	3	0.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2
半壊	78	0	2	2	2	84	4.7	0.0	1.7	1.7	8.0	4.3
大破	61	2	2	2	0	67	3.3	1.5	1.5	2.4	0.0	3.0
中破	2	0	0	1	0	3	0.1	0.0	0.0	0.8	0.0	0.2

(3) 液状化による被害棟数

建物区分	棟数 (棟)						被災率 (%)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊 (=大破)	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
半壊 (=中破)	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 被災率は、本町における建物棟数の合計によって算出した。

建築年代別の建物棟数

	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
1950年以前	5	9	0	8	0	6
1950～70年	608				17	641
1971～81年	362	12	20	36	8	438
1982年以降	696	2	96	77	0	871
合計	1,671	23	116	121	25	1,956

※年代不明は1950年以前に含めた。

(4) 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、全ての建物が耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果を見ることとした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

対策時の全壊棟数（棟）						対策による全壊棟数の低減率（％）					
木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
1	0	0	1	0	2	50	0	0	100	0	67

このように全体としては、全壊棟数は対策前の67%にまで減少する。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示唆している。

4 火災

本町では、冬5時、春秋12時、冬18時のいずれの場合に地震が発生した場合にも、出火件数は0件と想定されている。

	全出火件数 (件)	炎上出火件数		消火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
		木造	非木造		
冬5時	0	0	0	0	0
春秋12時	0	0	0	0	0
冬18時	0	0	0	0	0
予知あり	0	0	0	0	0

5 ライフライン被害

(1) 上水道施設

ア 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管被害は、4.7箇所（0.18箇所/km）で発生すると想定される。

配水管延長 (km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
26.8	4.7	0.18

資料編

イ 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約836戸（約56.4%）と町の半数以上の世帯で断水が想定される。

需要家数 (戸)	断水率 (%)				断水需要家数 (戸)			
	直後	1日後	2日後	1週間後	直後	1日後	2日後	1週間後
1,482	56.4	30.0	28.8	5.0	836	444	427	75

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1ヵ月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(2) LPガス

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約65戸と想定される。

LPガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

ア 機能支障

LPガス需要家数	要点検需要家数	LPガス機能支障率
1,463戸	65戸	4.5%

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをLPガス需要家数とした。

イ 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1～2週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(3) 電力施設

ア 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約0.0km（約0.01%）、電柱約0基（0.01%）、架空配電線約0.0km（約0.01%）と想定される。

地中配電線			電柱			架空配電線		
地中配電線 線長 (km)	被害長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電線 線長 (km)	被害長 (km)	被害率 (%)
1.6	0.0	0.01	1,197	0	0.01	35.9	0.0	0.01

イ 機能支障

電力施設における機能支障（停電）は約45戸（約2.2%）と想定される。

需要家契約口数 (口)	停電率 (%)	停電需要家契約口数 (口)
2,073	2.2	45

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

ウ 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約5日

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(4) 電話通信

ア 一般電話

(ア) 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.0km（約0.01%）、電柱約0.3本（約0.01%）、架空ケーブル約0.0km（約0.01%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
地中ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
10.4	0.0	0.01	1,981	0.3	0.01	42.7	0.0	0.01

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末現在

注2：電柱本数は、N T T交換ビル別電柱本数をもとに市町村別値を推定

(イ) 機能支障

通話機能支障件数は、約4件（約0.2%）と想定される。

加入件数（件）	通話機能支障率（%）	通話機能支障件数（件）
1,976	0.2	4

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

(ウ) 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

イ 携帯電話

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日以内程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。）。携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、NTT東日本による災害伝言ダイヤル（171）やNTTドコモ、auによる災害伝言板サービス等の運用は災害時において安否情報の確認などに大きな効果を発揮すると考えられる。

6 交通施設等被害

(1) 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

町内の緊急輸送道路指定路線である国道139号及び中央自動車道本線については、ランクA、ランクB及びランクCと想定されている。

道路の利用可能想定結果に関するランク分類

影響度ランク	意味
AA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送にも重大な影響が発生する可能性がある区間

A	大規模な被害が発生する可能性がある区間、あるいはかなりの確率で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
B	軽微な被害が発生する可能性がある区間、あるいはまれに被害が発生する可能性がある区間
C	被害が発生する可能性がほとんどない区間

(2) 河川

山梨県の主要河川（平水時の河川幅が5メートル以上の河川を対象）について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。桂川では液状化による影響で河川堤防等に被害が発生する可能性は想定されていないが、増水時と重なった場合には浸水被害などに発展する可能性がある。

(3) 鉄道

山梨県内の鉄道全線について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。富士急行線では斜面崩壊の影響を受けて運行困難となる区間が発生すると想定される。

7 人的被害

(1) 死傷者

最大ケースの建物被害による死傷（朝5時、予知なしの場合）では、死者約1人、重傷者約1人、軽傷者約12人と想定され、死傷の要因としては、次いで斜面崩壊、火災の順となっている。

また、予知があった場合、死傷者が減少し、予知によって事前に的確な行動がとれることで被害を低減することができる。

ア 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷

(単位：人)

		5 時			12 時			18 時		
		死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
建物被害	予知なし	1	1	12	0	1	8	0	1	7
	予知あり	1	1	5	0	1	3	0	1	3
火 災	予知なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	予知あり	0	1	1	0	0	1	0	0	1
合 計	予知なし	2	2	13	1	2	9	1	2	8
	予知あり	1	2	6	0	1	4	0	1	4

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・ 建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・ 斜面の対策工の実施

・家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ低減することが可能である。

建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、被害を低減することができる。

	5 時			12 時			18 時		
	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
予 知 な し	0	1	2	0	1	1	0	1	1
予 知 あ り	0	1	1	0	0	1	0	0	1

(2) 要救助者

予知なし・あり共に、要救助者は約2人と想定される。

昼間の時間帯は非木造建物での要救需要も高くなる。非木造建物の救助活動は、木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造住宅を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間に多くの生き埋め者を救助することが可能である。

ア 要救助者数想定結果

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予 知 な し	1	1	2	1	1	2	1	1	2
予 知 あ り	1	1	2	1	1	2	1	1	2

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで、要救助者を低減することが可能である

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予 知 な し	1	1	2	1	1	2	1	1	2
予 知 あ り	1	1	2	0	1	1	0	1	1

8 生活支障

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本町では県の想定する「富士北麓・東部圏域」内の5件の観光地区分から「富士吉田・河口湖・三つ峠周辺」を対象に検討するものとする。

8月は1年の中でも観光客が多い時期であり、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数も多く発生する。昼間発災の場合、約18,162人、夜間の場合でも約11,597人が滞留すると想定される。

富士北麓・東部地域（富士吉田・河口湖・三つ峠周辺）（単位：人）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）	5,928	4,215	5,663	6,312	7,659	8,639	9,906	18,162	7,134	6,415	9,407	4,843
夜間（18時～翌10時）	3,864	3,871	5,910	5,246	5,892	4,394	6,892	11,597	6,125	5,252	5,451	3,807

(2) 医療機能支障

東海地震が発生した場合、震源に近い場合、峡南医療圏や本町の属する富士北麓医療圏では、他医療圏に比べ多くの死者・重傷者が発生するため、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重症患者対応は困難となり、東京都など県外へ搬送する必要性が生じる。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。

ア 医療需給過不足数（要転院患者数含む）（単位：人）

対応可能 入院重傷 患者数	要転院患 者数	重傷者数+ 病院死者数 (5時)	対応可能外 来患者数	軽傷者数 (5時)	医療需給過不足数		患者受入倍率	
					入院患者 対 応	外来対応	入院患者 対 応	外来対応
0	0	4	0	13	-4	-13	-	-

注1：要転院患者数の想定の前提

- 被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- 医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（RC造建物被害率と同じとした。）
- 当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（あるいは停電）した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注2：医療需給過不足数の想定の前提

- 発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- 要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- 医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数をもとにした。
- 重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数+医療機関での死者数とした（医療機関での死者は阪神・淡路

資料編

大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全側に考え100%とした。)

- ・震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- ・死傷者数は地震が冬5時に発生した場合のものを用いた。ただ、時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

(3) 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約544人(約162世帯)、1週間後で約255人(約76世帯)、1ヶ月後で約13人(約4世帯)と想定される。

また、発災1ヶ月以降の応急仮設住宅需要は約3戸と想定される。

ア 短期的住機能支障

(ア) 短期的住機能支障想定結果

(単位：上段(人) 下段(世帯))

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数(合計)			
	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計
発災1日 後	3 (1)	5 (2)	345 (103)	353 (106)	2 (0)	3 (1)	186 (55)	191 (56)	5 (1)	8 (3)	531 (158)	544 (162)
〃 1週間 後	3 (1)	5 (2)	157 (47)	165 (50)	2 (0)	3 (1)	85 (25)	90 (26)	5 (1)	8 (3)	242 (72)	255 (76)
〃 1か月 後	3 (1)	5 (2)	0 (0)	8 (3)	2 (0)	3 (1)	0 (0)	5 (1)	5 (1)	8 (3)	0 (0)	13 (4)

(イ) 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(単位：人)

避難所収 容人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口 (1週間後)	避難所人口 (1か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間 後	1か月 後	1日後	1週間 後	1か月 後
1,313	353	165	8	960	1,148	1,305	0.27	0.13	0.01

(ウ) 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(単位：人)

避難所収 容人数	住居制約者数 (1日後)	住居制約者数 (1週間後)	住居制約者数 (1か月後)	収容人数－住居制約者数			住居制約者数／収容人数		
				1日後	1週間 後	1か月 後	1日後	1週間 後	1か月 後
1,313	544	255	13	769	1,058	1,300	0.41	0.19	0.01

イ 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

中期的住機能支障	長期的住機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替	自宅改修・修理
3	2	0	0	0

ウ 食料・飲料水需要量

食料需要量については、前記(1)ウの表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えて、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本町では発災後1日分の食料として、1,632食が必要となる。

飲料水については、本町では発災当日で3トンの不足が生じると想定されている。

食料	飲料水		
給食需要量[直後数日] (1日当たり食分)	当日	2日目	3日目
1,632	-3トン	1トン	1トン

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市町村による応急給水量とした。市町村による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は各市町村別の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量（1日5回の輸送を想定）とした。

(4) 清掃・衛生支障

ア 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本町では発災1日後に1基、1週間後に1基の仮設トイレの需要が発生するものとされている。

なお、全県的には仮設トイレの需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレや連絡トイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

1日後	1週間後
1基	1基

イ 住宅・建築物系の瓦礫

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系の瓦礫や公益公共系の瓦礫が発生する。住宅・建築物系の瓦礫量は約1,000トン（1,200m³）と想定される。

合計	木造被害による	非木造被害による	焼失による
1,000トン (1,200m ³)	400トン (800m ³)	600トン (400m ³)	0トン (0m ³)

第3 想定結果に基づく本町の取り組み

想定結果により、東海地震が発生した場合には、震度5強程度の揺れが発生し、約4.8%の建物が全壊又は半壊等の被害にあい、人的被害も最大ケースで、約1人の死者、約1人の重傷者、約12人の軽傷者が発生する。こうした被害を少しでも軽減するために、町は防災活動拠点となる公共施設の耐震化に努めるとともに、住民に対する住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼を食い止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水等に備え、日頃から物資や資機材等の備蓄に努めるものとする。